

2019 年度 調査報告書

社会的養育における親子支援のあり方についての日仏比較研究

—現場における実践についての質的調査—

神戸女子短期大学

畠山 由佳子

事業の目的と意義

2017年8月、新たに日本の児童福祉施策に関わる大きな改革となる「新しい社会的養育ビジョン」公表された。ここでは初めて、代替養育にいる子どもの「パーマネンシー保障」（子どもにとって永続的だと感じられる養育ケアの保証）が言及され、今後、その目標に向けての改革の工程が都道府県にて進められることとなっている。しかし、現状では、施設措置された子どものうち多いところでは3~4割の子どもたちが実親との関係が断絶してしまっている。いったん子どもが里親や施設に措置され、子どもの安全や衣食住をはじめとした基本的ニーズは保障されたとしても、すべてのことが解決するわけではない。原則、里親や施設は18歳になればケアが終了となり、子どもたちのパーマネンシー保障にはなりえない。しかし、その後も子どもたちの人生は続いていく中で、18歳になり里親ケアや施設ケアを終えた後の実親との関係について、思い悩む子どもは少なくない。「新しい社会的養育ビジョン」においてパーマネンシー保障の手段としては、特別養子縁組の促進について主に力が入れているが、制度として子どもたちの措置前・措置中・措置解除後の継続的なライフサイクルを見据えた支援については、具体的には言及されていない。

そのような日本の状況を踏まえ、本研究では実家族との継続的な関係維持に重きを置くフランスの児童保護施策・家庭支援施策との比較することにより、このような時期にフランスの児童保護および親子支援の現状を現地調査し、結果を報告することは、同様の劇的な過渡期を迎えている日本の児童福祉施策の将来を考える上で、大変有用な示唆を示すと思われる。日本の現在ある児童虐待対応システムは、親の虐待行為を根拠として公的な権力が介入する英米型のシステムを参考にしたもので、その中で家庭を支援する矛盾を余儀なくされてきた。日米の家族支援・児童保護施策をよく知る申請者が、本研究を通じてフランスの家庭支援・親子支援について調査し、その知見を学術的に分析し考察することは、今後の日本の児童保護・家庭支援のあり方を考えるうえで、新しい視点を提供することになるだろう。

本研究の最終目的は、将来の日本に社会的養育の構築に向けて、親子分離前・中・後に對するパーマネンシー（永続的な養育者との関係）保障に関するあり方に対する提言とそのための実践モデルの提示を行うことを目的としている。

本調査の方法

本プロジェクトは基本的に全体で3年間の継続的調査を行う予定であり、本年度は2年目となる。1年目のプレ調査の結果を受けて、調査計画として次の3つの調査方法を設定した。

フランスは県ごとのシステムが違うため、政策レベルでの話を聴いていても、実践との乖離があると感じることがしばしばあった。その経験から、現場の実践状況については国全体としてみるのではなく、県を単位とした現場での実践事例を調査する必要があるという結論に至った。調査対象の選定についても、1年目に築けたネットワークを十分に生かし

て慎重に選定する必要があると思われる。

今後2年間で実施する調査は以下の通りである。

調査1. 児童保護ケースとなっている家族に対して親子関係の調整に特化している民間事業所サービス（「よき実践」(Best Practice) に関するヒアリング調査）

児童保護サービスとして「親子関係の調整に特化したよき実践 (Best Practice)」を行っている民間事業所、および県児童福祉事務所に対して、管理者（ディレクター等）に実践の概要や枠組みを聞き取り調査したのち、実践現場における実践（親や子どもとの面談）を参与観察およびソーシャルワーカーに実践に関するヒアリング調査を行い、親子関係の調整について支援の実際について「生のデータ」を収集する。

調査対象は、在宅支援（措置前）・施設入所中・里親委託中での支援、退所後の3つの状況について効果的かつ革新的な実践を行っている民間事業所を選出または協力者より紹介してもらう。選出する際の条件は、1. 実親と子どもとの関係性の調整を実践の目的としていること、2. その効果について評価をしていること、3. 実践の手続きが系統だったものであること、とする。

調査2. ビネット（仮想事例）を使った比較調査

在宅支援および里親・施設措置ケースに対する親子調整の支援に対する意思決定の比較を行うため、日仏で同じビネットを準備し、子ども判事、在宅支援ケース支援者、里親・施設措置ケース支援者にビネットの事例であればどのような支援を展開するかを聞き取り調査する。同様の調査を日本の児童相談所・市町村子ども家庭相談部署でも行い、その結果を比較する。2019年はその準備段階とし、2020年に5人の支援者を対象とする予定。研究者および民間事業所のネットワークを通じて協力を呼びかける。

調査3. 当事者に対する聞き取り調査

ケアリーパー（施設および里親措置経験者）や実親・里親へのインタビュー調査を行い、実際に提供された親子関係調整のためにどのような支援が提供されたか、その支援に対してどのように思ったかについての聞き取り調査を行う。

2019年度は準備及び当事者（親及びケアリーパー）を3名 2020年度3名に実施予定

調査日程

第1期：2019年3月1日～17日（自己負担による調査）

第2期：2019年9月3日～19日

第3期：2019年12月18日～31日

- 第1期：2019年3月4日 Gaby Taub氏 調査実施についてのブリーフィング
3月8日 Council of Europe 訪問 Flora Bolter氏
3月11日 Gaëlle Guernalec-Levy氏（ジャーナリスト）
3月12日 Marc Chabant氏（Directeur développement、Action Enfance）
3月13日 Jean-Christophe Vidal氏（ITEP Jenny Aubry Directuer）
9月の調査の打ち合わせ
3月14日 Marina Stephanoff氏（manager of the other structure “CAP Alesia”） 媒介面接について
3月16日 Action Enfance village d’ enfants 訪問（グループホーム訪問）
<https://www.actionenfance.org/villages-enfants-foyers/carte/de-villabe-91/>
- 第2期：2019年9月4日 ケアラーバーのユースに対するインタビュー調査
9月5日 調査打ち合わせ（協力者 Flora Bolter氏と）
9月6日 ケアラーバーのユースに対するインタビュー調査
9月9日 調査打ち合わせ（協力者 Fabrice Colin氏と）
9月10日 調査打ち合わせ（協力者 Pierre Moirsset氏と）
9月12日 MECS-SERAD du “Château de LORRY” et de la MECS le “grand Chêne” Association CMSEA 訪問
9月13日 研究協力者 Flora Bolter氏によるブリーフィングインタビュー調査
9月16日 里親の月例集会にてグループインタビュー調査
Jenny Aubry（民間児童福祉事業所）にて仲介面会についてのインタビュー調査（心理士およびソーシャルワーカーと）
9月17日 協力者 Julie Chapeau氏と打ち合わせ（ランチミーティング）
- 第3期： 12月19日 Mohamed L’Houssni氏・Association Retis（民間事業所）にて社会的養護出身ユース、親族里親、里親に対するインタビュー調査。
12月21日 Flora Bolter氏・Gaby Taub氏とのブリーフィング
12月26日 里親さんと県心理士とのグループディスカッション

12月27日 Flora Bolter 氏とブリーフィング

一部の調査日程がフランス全国ストにより3月（3月25日、26日、27日）に一旦、移行したが、2020年3月半ばからの covid-19 のパンデミックによるEU封鎖のため渡仏が不可能となり調査が中止となった。2020年3月渡航で予定されていたアポイントメントについては、次回渡航時への延期となった。次年度以降の計画においても、パンデミックによる海外渡航規制およびフランス国内の感染状況により柔軟な対応が必要となると考えている。

調査報告概要

第1期：2019年3月1日～17日（自己負担による調査）

1. 2019年3月8日 Council of Europe 訪問

インタビュー調査対象：Flora Bolter 氏（Project officer：2019年3月時点）

Maren Lambrecht-Feigl 氏（Program manager）

訪問先：Children's rights division Council of Europe – Conseil de l'Europe

住所：Avenue de l'Europe F-67075 Strasbourg Cedex, France

<https://www.coe.int/en/web/children>

今回のヨーロッパ評議会、子どもの権利部署に対する訪問に際して、次の2つの大きな質問を持って、訪問依頼を行った。1つ目は日本の子ども家庭福祉施策が、リスク偏重型や子ども保護型から子どもの権利擁護を目的としたシステムへ移行していくことが求められていることを踏まえ、ヨーロッパ評議会は加盟国に対して、子どもの権利の擁護についてどのように働きかけているのかである。2つ目は、日本では親が持つ親権が監護教育権に限定されておらず、社会的にも子どもの権利のよりも尊重されることが多くあることを踏まえ、ヨーロッパ諸国にもそのような傾向はみられるのか、評議会としては親の権利と子どもの権利の相反性についてどのように考えているかである。

ヨーロッパ評議会について

ヨーロッパ評議会には47か国が加盟している。公用語は英語とフランス語である。人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する欧州の国際機関として1949年にフランス・ストラスブールに設立された¹。日本もオブザーバーとして1996年より参加している。

訪問した「子どもの権利部署」は、評議会の人権分野の1つである。人権分野は3つの領域に「人権の保護(Protection of human rights)」「人権の促進(Promoting human rights)」「社会権の確保(Ensuring Social rights)」に分かれている。

子どもの権利を守るとはどういうことか？（Bolter 氏と Lambrecht-Feigl 氏からのヒアリング）

子どもの権利は受動的な権利ではない。子どもの権利と周囲の大人の義務のバランスをとる必要がある。子ども一人ひとりの権利と同時に集団としての権利を認める必要がある。

権利擁護と実践性や生産性とのバランスを図らなければならない。例えば、インターネット上の子どもの権利擁護においても、子どもにインターネットの使用を制限して子ども

¹ 外務省ホームページ「欧州評議会」より

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>) 2020年3月29日閲覧

の権利を擁護するとするのではなく、使用を認めたいうえでどのように子どもの権利を守ることができるかを考えなければならない。バランスをとることが大切である。

権利を行使することに伴うリスクについても子どもに教えることも必要である。子どもが自分の思ったことを言えるようにエンパワメントをすることは大切であるが、自分が自分の意見を表明することで起こる結果に対する責任も子どもの年齢に合わせて教えておく必要はある。

子どもに権利侵害を告発させるような手段をとったときは、すべての可能性において、子どもを守る手続きを用意しておくことが必要となる。たとえば、子ども自身が親からの虐待に対する被害を訴える方法を設けるのであれば、子どもが被害を訴えたのちに、必ず子どもの安全を守ることでできる仕組みを整えておくことが大切である。またその仕組みは事前に子どもにわかりやすく説明され、子どもはそれに対して意見が表明できる必要がある。

ヨーロッパ評議会は子どもの権利擁護促進について、次の5つの領域に対して2016年～2021年の5か年計画において取り組むことにしている。1. すべての子どもに対する機会均等、2. すべての子どもの社会参画、3. すべての子どもがゼロ暴力の生活を送れること、4. すべての子どもにとってわかりやすい司法制度、5. デジタル環境における子どもの権利擁護。

それぞれの国で文化や歴史の背景が違うため、どのように子どもの最善の利益を追求するかについて、お互いに行っている工夫を学ぶ機会を提供するのも評議会の大切な役割となっている。お互いに自国での取り組みについて意見交換を行い、その後、自国内で他国から学んだことを提言として発表する。また、オンブズパーソン制度やアドボケイト制度を設置し、議会に子どもの権利を守る法律や制度の成立を訴える。

いろいろな層の人たちを子どもの権利擁護を目的にした動きに巻き込んでいくことが必要となる。そのためには多くの人たちに「子どもの権利」について知ってもらうことが必要である。たとえば「子どもに対する性暴力を防ぐためのキャンペーン」では「子どもの5人に1人が性暴力被害にあっている」と書かれた小さなバッグに、キャンペーンキャラクターを使った子どもが理解しやすい平易な言葉で書かれたリーフレット、ぬり絵やクイズ、間違い探しなどのアクティビティシート、ミニ色鉛筆のセットが入ったものを学校等で配布し、その啓蒙活動を行った。

評議会では、子どもの権利条約の批准国でありながらも、制度構築に消極的な国の政府に対して直接働きかけることにより、ヨーロッパでの一定水準を充たす権利擁護システムの構築を目指している。



写真1. 性暴力撲滅キャンペーングッズ



写真2. 性暴力撲滅キャンペーングッズの中身

ヨーロッパ評議会から見たフランスの児童保護システムにおける子どもの権利擁護 (Bolter 氏)

フランスの児童保護は「保護的アプローチ」に焦点が置かれてきた。「危険下にある子ども」の基本的なニーズを守ることに焦点が置かれてきた。しかし、基本的なニーズを守る

だけでは権利擁護とは言えない。基本的ニーズの確保を超えたところを目標とすべきである。子どもが社会に出た後の人生も考えたケアを行う必要がある。ある調査ではフランスのホームレスの25%が元児童保護のケアの元にいた子どもという結果もある。

またフランスはヨーロッパの中でも教育格差が大きい国の一つである。フランスの社会的養護の下にある子どもたちの教育レベルは高いとは言えない。これらの結果から言えるのは、子どもの基本的権利である健全な発達を保証するためには、基本的ニーズを充足するだけでは不十分であり、さらにどうすべきかを考えなくてはならない。社会的養護は子どもに必要なことを提供するだけでなく、子どもが欲するものを提供できるようにならなくてはならない。子どもの欲求にどこまで応えるのかがその際、重要になってくる。カソリックの思想や反市場主義から離れ、フランスの児童福祉は子どもに選択肢を与えることを恐れてはならない。

子どもには権利に伴うリスクを教えることも必要である。そして、子どもが自分の思ったことを表明することができるようにエンパワメントをすることが大切である。子どもに被害を告発させるような手段をとったときは、すべての可能性において子どものことを守る手続きを用意しておく必要がある。

2. 2019年3月11日 Gaëlle Guernalec-Levy 氏 (フリージャーナリスト)

Guernalec-Levy 氏の自宅 (パリ市内)

Guernalec-Levy 氏はフリージャーナリストであり、Gynger (<https://www.gynger.fr/>) という教育・子育て・子どもと家庭支援・子ども保護に関するウェブページを自主運営し、子育てについての著書を何冊か出版している。

家族の維持と子どものウェルビーイングの間のバランスは50年間の間その議論が絶えなかったし、振り子は揺れ動き続けた。第2次世界大戦直後は子どもを家庭外に措置する傾向が強かった。しかし、80年代に変化が起こった。社会は子どもを引き離さず家族を支援し維持していく方向に転換していった。フランスは家庭を重視する国だと言われている。ソーシャルワーカーの主要な目的は子どもを家族にとどめることである。家族を維持する目的ありきなので、そのためには何でもするような傾向になってしまい、多くの人たちがそれは問題だと考えるようになってきた。家族全体を見るあまりに子どもの利益を無視しているという指摘がされた。子どもの利益を考えると、子どもは家族にとどまるべきではないケースも多くある。時に、ソーシャルワーカーやエデュケーター(生活支援や教育を専門とするワーカー; ED)にとって、「家族が子どもにとって悪影響を及ぼしている」という事実を受け入れることに困難を感じるようだ。

例として7年前、民間事業所によるキャンペーンがあり、「ハロー、おとうさんおかあさん、赤ちゃん」という親に対するホットラインの案内が地下鉄車両の広告として貼られていた。赤ちゃんの養育に対してどうしたらいいかわからない場合、このホットラインに電

話して助言を求めることができる。このキャンペーンでこの事業所は「親が大丈夫でないと、子どもも大丈夫でない」ということをメッセージとしていた。そのキャンペーンを見て他の事業所の人がかこう言った。「このキャンペーンががまんならない。親をいつも悪者にして、何でも親のせいにする」。このような考え方自体が私は問題だと思う。親に対する責任を追究しているのではなく、親の子どもに対する影響を説明しているだけなのに。

フランスの欠点は科学的な視点に欠けていることだ。我々は科学的な文献を読むことをしない。なぜなら英語を苦手とする人が多いからだ。ソーシャルワーカーやEDが英語を話さなければ、英語で書かれた科学的な文献を読もうともしない。科学的な根拠を元に議論しない。私はこれを”wet finger politics”（風向きを見て決めるやり方）と呼んでいる。もしも科学的な視点で解釈できるならば、子どもに何か情緒的・行動的な問題が見つければ、その解決を親子間の相互交流の中に見つけることができる。だからと言って親が悪いと責めているわけではない。親が子どものニーズに完全に答えられていないのでは？という指摘をしているだけである。

長い間、我々は家族だけを見て、子どもを見てこなかった。子どもを親から分離することはまるで罰を与えることのように思っていた。これは罰ではなく、解決法である。完璧な解決ではないかもしれないが、それしか方法がない場合もある。親子分離を解決法に使わなかったのは私たちフランスの問題点である。

もう一つの問題は、フランスは多くの子どもたちを家庭外措置しているが、養子縁組はしない点だ。里親家庭か施設に子どもをそのままとどめておくか、元の家族に返すかだけである。たくさん子どもたちが里親家庭と実家庭の間を行ったり来たりしている。これは子どもにとっても悪い影響を与え、子どもの発達に対してもよくない。結局のところ、このような状態では、子どもにとって、実家族の環境が悪かったのか、システムが悪かったのかということがわからなくなってしまう。にわとりが先か卵が先かのような話になる。

目先の問題の解決だけでなく、長い将来を見据えた支援でなくてはならない。子どもに対しては「安定」を与えることが必要である。フランスでは、子どもが1人以上の大人とアタッチメントを持てるとは思われていない。子どもは実親との間だけでなく、里親、学校の教師、その他の大人に対してもアタッチメント関係を育むことができる。なのに、多くの場合は里親か実親かという2つの選択肢しかないように思われている。フランスでは実親との関係を維持したまま、養子縁組を成立するオープンな養子縁組は行われていない。養子縁組を成立するためには、実親との関係を一切絶たなくてはならない。それはとても乱暴なことで、5歳以上の子どもに対して行うのはあまりにも非情だと考えられている。フランスの児童保護には多くの問題があるが、最も大きな問題はシステムが子どもに対して「安定」を提供していないことだ。子どもを実家族から引き離すことは子どもにとってとてもつらい事なので、ソーシャルワーカーはなるべくそれを避けようとする。もしも子どもが引き離されたとしても、子どもの措置先が子どものニーズに注意を払い敏感に反応する安定した環境であるとわかっていれば、ソーシャルワーカーは、状況によって子どもを

実家庭から引き離さなければならない場合でも、少しは気が楽になる。

例えば、とても子どもが年少の時に、家庭外措置された子どもは実家庭に戻る可能性は低い。統計上、その中で養子縁組が成立するのはごく少数の子どもたちである。つまり小さいときに実家庭から引き離された子どもたちは家族の元に戻らず、また養子縁組もされない。だから社会的養護のケアにいるままである。これはとても意味がない。

一 どうして養子縁組を促進しようとししないのか？

初めのポイントにもどるが、システムが親子の絆を切りたがらないから。支援者は、子どもは実親の元に戻るべきだと信じている。養子縁組が実親との関係を切り取ることになる以上、だれもその意思決定を下したくない。判事も下したくないし、ソーシャルワーカーも下したくない。もちろん、ソーシャルワーカーは法的にそのような権限は持たないけれども。実親との関係を切るとはとても乱暴なことだと思っている。だから子どもたちは社会的養護ケアの下に居続けることになる。すべての子どもたちがとてもよい里親ケアの下にいられるならいいのだが、現実的にはそうでない場合も多い。フランスでは里親は職業である。実親が治療を始めた。薬もよく効いている。子どもは実親の元に戻そう。あ、やっぱりだめだった。また子どもを引き離そう、となる。

一 2016年法が施行され、そのような状況は少しずつ変わっていったと聞いているが・・・

確かに変化はあったし、主要な原理は変わった。2007年に新しい法律ができて、親との協力が重要であることを明言した。振り子は家庭支援重視の方向に向かった。多くの専門家たちは実親の元に子どもを何が何でもとどめておこうとするやり方にならないか、と警鐘を鳴らした。

2016年の法律では、2007年で傾いたバランスを直すための法律だった。しかし、法律が施行されてそれが実践に反映されるまでにとっても長い時間がかかる。現場での実践には今のところまだあまり変化がみられていない。現場の実践者は新しいやり方に対する研修を受けていないので、どうしたらいいのかの知識がない。一番大事なものは Nadege Séverac 氏が主張している子どものニーズをまず最優先に考えることである。そのためには支援の焦点を子どもに充てるべきである。新しい考え方である。Séverac 氏はソーシャルワーカーに研修を行い、この新しい考え方を普及しようとしているが、多くの現場の実践者はそれを知らない。長い道のりである。

家庭外措置を予防しようとするれば、実家族を支援する必要があることは明らかだが、フランスの児童保護システムは、これまで具体的に在宅支援として何をすればよいかかわらなかつた。親の養育に関する知識を増やすことか、親が子どもに対して最もよい養育を提供できるようにすることか・・・だが、実際はそうするためには、どうしたらいいのかわらなかつた。フランスでの親支援は親に対して「大丈夫。あなたはいい親よ」と言って励ますことしかしなかつた。低所得・低学歴でパリの中心部に住んでいる親に対して、「お

ちついて、息を吸って。大丈夫、大丈夫」となだめているだけでは十分ではない。貧困、精神疾患や薬物依存、自らも社会的養護の出身である親に対して行動変容を起こそうとしたら、もっと集中的な支援を行わなくてはならない。子どもの発達や具体的な子どもに対する適切な対応について、具体的にどうしなくてはならないかを伝えなくてはならない。子どもに対する体罰は効果的でないことも伝えなくてはならない。これらの親は自分が子どもの頃されてきたように、悪いことをしたら子どもたちに体罰を与えることは普通だと思っている。子どもをテレビの前に何時間も座らせておくことも普通だとも思われている。英語圏の国ではペアレンティングプログラムとして、これらの具体的な養育スキルを教えるプログラムは存在しているが、フランスではあまり知られていない。フランスではあまりアングロサクソンの英語で書かれた文献等を読むことをしない。フランスの児童保護システムにおいて親を支援することとは、ソーシャルワーカーに家庭を訪問させ、親たちが子どもを虐待していないかをチェックするだけになってしまっている。親に対して有用な情報を積極的に提供することもしないし、具体的な助言を与えるようなこともしない。これらの親は親としての訓練を受ける必要がある。だけれどもフランスの児童保護システムではそれを提供されていない。

フランスの児童保護において、ソーシャルワーカーが家庭を支援するためにどのようなことを行うか明文化したマニュアルは存在しない。アセスメントとは何かを知らないし評価を行うことはない。ソーシャルワーカーは良い意図をもって家族を支援しようとしているのだが、具体的なツールが存在していない。なので、私は自分のウェブサイトでフランスの専門職に英語圏のリサーチや文献などを紹介している。

フランスの児童保護システムは外から見るととても人道的だと思われるかもしれない。しかし、子どもが感じる時間間隔は親とは違う。実家族から子どもを引き離すことだけでは解決法にはなり得ない。実家族の下に子どもを置くことで子どもに対して取り返しがつかないような悪影響を及ぼすこともある。そして、その悪影響は子どもの後の人生にも長く影響を与えることもわかっている。親が子どもに対して十分な愛情と安全、安心を与えるようになるために、どれだけの支援を与える必要があるのか、ということを考える。答えはすぐには見つからない。だが、これらの親たちに必要な情報と知識を与える必要がある。なぜなら親にとって、子どもが幼少期の時こそ、子育てに対する考え方を変えるのに最も適した時だからだ。多問題を抱え脆弱な母親に対しては、妊娠期が最も支援を提供するには一番適した時期である。妊娠期に、子どもが産まれたら、母親が子どもに何がしてあげられるかを説明する。時に、教養のある両親に育てられた人には、想像できないような本当に単純なことをこれらの多問題を抱える親がわかっていないことが多々ある。自分の親がしてくれなかったことを、親になったからといって誰からも教えてもらわれないのできるわけがない。だからこそ、情報や知識を与え、説明する必要がある。どうして赤ちゃんに話しかける必要があるのか、どうして子どもに気持ちを表す言葉を使う必要があるの

か、たとえ親が文字を上手に読めなかったとしてもどうして子どもに本を読むことが大切なのかを誰かが伝える必要がある。子どもにとっては学校から帰宅後に、親が身体的にそばにいてくれることは大切なことである。宿題をするときに一緒にいてやることも大切である。悪い親だからではない。その大切さを誰も説明しないからわからないのだ。

私はジャーナリストで、私の仕事は人に情報を与えることだ。私は専門職の人たちに情報を与える。同時に私はこれらの親に対しても情報を与えたい。なので、今、新しいプロジェクトとして、これらの親に対して情報や知識を提供するためのプロジェクトに着手している。自分で必要な情報を探し出し収集できることが難しい親を対象としている。

一保健師による妊婦訪問はないのか？

フランスでもあるが、それは母子保健的な医療的なチェックを目的にしたものである。子どもの情緒的・心理的・認知的な発達についての情報や知識を与えるような内容ではない。授乳や沐浴の方法などは保健師の訪問によって教わることはできるが、子どもの発達を促すような養育の仕方について教えてくれるような訪問は存在しない。

妊婦教室のようなものもフランスにもある。でも子どもの発達について学ぶような機会がない。普遍的なサービスとして提供する機会を設けたとしても、最もニーズの多い親たちは自発的にサービスをもとめようとしない。であれば、どのようにしてこちらからアウトリーチしていけるのか？だから、家庭訪問がとても重要である。家庭訪問がこれらの親に対してアウトリーチできる唯一の方法だと言ってもよい。

一妊婦に対する家庭訪問サービスはないのか？

あるが、十分な数ではない。とてもお金がかかる。県によって財政が違うので地域格差がある。既存の家庭訪問サービスが先ほど話したような子どもの発達に関する情報を提供しているとは思えない。

一日本には全戸新生児訪問がある。

フランスの訪問は全戸ではない。母親にニーズがある場合は訪問サービスを利用できる。母親が申請する必要はなく、ソーシャルワーカーが必要だとして送致すれば訪問サービスが受けられる。素晴らしいサービスではあるが、すべての必要な母親が利用できるわけではない。私が情報として必要だと思うのは、“ポジティブペアレンティング”と呼ばれるもので、子どものニーズにちゃんと対応できるペアレンティングである。子どもに対する適切なしつけの方法やルールの決め方などだ。

一2つ質問がある。1つ目は親に対する情報提供を行うサービスをどのように普及させるのか？2つ目は情報を得たとしても、親の中には精神的・知的に能力に制限があったり、DVなどの状況があったりして、情報をもらっても実行できない場合があると思うがその場合

はどのように対応するのか？

2番目の質問から答えたい。情報を提供されても、実践できない親については、やはり子どもを措置するしかないと思う。もしもその親に十分な養育スキルがあるかどうかをアセスメントできるツールがあるのであれば、引き離すべきかの評価をきちんと行い、妥当性のある意思決定を行うことができる。そのあとに子どもに対してどのように「安定した環境」を提供するかを考えればよい。もしも、子どもが実家庭にとどまるという判断をするならば、その家族の周りに支援者のネットワークを構築し、子どもの安全をモニターする仕組みを作る必要がある。そしてその家族に対して家庭訪問を行い、家庭内の様子を評価し、何を変える必要があるのかを実親に伝える必要がある。時々、この方法はとてもうまくいく。キーになるのは、実親が支援者を信頼することである。

今まで自分が話したことの実例を見せたいと思う。このビデオの女性は10年前にフランスに移住してきた女性で、パリ郊外に住み、片言のフランス語を話す。3人の子どもがいるが、夫が暴力をふるうため離別した。無職で生活保護を受給している。長男は9歳で学校の勉強についていけず、自閉傾向が強いと学校から言われた。ビデオの中で彼女は、今まで長男の学校での問題は長男に原因があると思っていたが、自分の長男に対する対応だったことに気づいたと言っている。今まで3人の子どもの世話と家事が忙しくて、特に長男はほったらかしになっていた。長男をテレビの前に座らせたままで何時間も過ごさせていたことも多かった。家事に追われていて、子どもに目を向けることをしていなかった。ある日、心理士のお話を聞いて、自分がやっていたことは子どもの発達によくない影響を与えていたことに気づいた。彼女はテレビにカバーをかけて、家事は後にして、子どもと時間を過ごすことに時間を費やすことにした。今まで子どもの声を十分聴いたことがなかったが、子どもの笑い声や自分を呼ぶ声が自然と自分の耳に入ってくるようになったことに気づいた。今まで彼女に対してどのように子どもに接すべきかを具体的に助言する人がいなかった。時には、誰かが説明する必要があっただけのことがある。

今、子どもの発達について説明した短いビデオを作成して、視覚的にもわかりやすい多言語の教材を開発している。このビデオをウェブサイトにアップすることにより、支援者が訪問や面談で親に見せることができるようにしている。同時に、このサイトでは支援者に対しては、親に対してペアレントトレーニングを行うことがいかに重要なのかを説明することにしている。全部で15のビデオを作成しようと考えている。子どもの認知的な発達、情緒的発達、子どもに対する暴力の影響などについてのビデオである。

ビデオの効果についても評価を行う予定である。2020年6月までに効果測定を行う予定にしている。1年間で、フランス全土に対象を広げて、このプロジェクトを実施する予定である。今はビデオ5本分の助成を民間団体から受けているが、まだまだ足りない。フランスでは具体的な養育スキルについて親を訓練することはとても新しいアイデアである。どのようにこれらの親に必要な情報を与えるのか、どのように親がその情報を受け止めたか、

どれだけ理解し消化したか、どれだけ実践するかについて具体的に検証した研究者はいない。このビデオの使い方は限定しない。いろいろな場所で視聴することができる。1人の親が気に入ってくれてその評判が口コミで広がればとてもいい。始めは支援者が使うことから始めて、その後、親自身が自分の友人や隣人に対して見せてくれて、コミュニティで自発的に広がってくれればいいと思う。

自分はジャーナリストなので、科学的事実に基づいて活動する。毎週火曜日に、先ほど見せたビデオの母親が住んでいるパリの郊外で親支援のボランティアをしている。この地域では90%の住民が外国からの移民である。低所得者層が多く、失業率も高い。また犯罪件数も多い地域である。この地域で親支援として家庭訪問をしている。中にはとても子どもにとって悪い家庭環境もある。自分が知っている情報を提供するというのが役割だと思っている。親に対しても自分の役割を説明している。自分が収集した情報を伝えたいというのが家庭訪問の目的である。親は訪問の目的を理解してくれ、家に招き入れてくれ、コーヒーを出してくれる。コーヒーを飲みながら子どもについて話をする。「この間、本でこんなことを読みました」と私がリサーチした内容を話す。「子どもを今で遊ばせているときにテレビを消しておくというのは大事らしいですよ。テレビを消してもいいですかね。」

「あー、そうなんですね。いいですよ」という感じである。相手の立場を尊重した上で、自分がいいと思う情報を提示する。ここで提供する情報は科学的根拠のあるものでなければならない。フランスでは「親がやっていることを否定するのはとても失礼なことだ」という批判があるが、実際科学的に証明された「子どもの発達にとってよりよい方法」は存在するのであり、それを伝えることは失礼には当たらない。一人の人間としてきちんと敬意を払ったうえで、情報を提供することで、相手も抵抗なく情報を取り入れる。

次の月曜日にフランスの貧困対策の民間事業所に対してこのビデオプロジェクトを紹介するつもりだが、その事業所のスタッフは「支援者側の考えを一方向的に親に押し付けることになってしまうのでは」と懸念していた。社会的規範を人に押し付けることに対してフランス人はとても慎重である。私はジャーナリストだから自分の視点について客観的にとらえられる。私は情報を提供するだけであり、親がそれを取り入れるか取り入れないかは親次第だと考えている。

3. 2019年3月12日 Marc Chabant 氏 (Directeur développement, Action Enfance)

<https://www.actionenfance.org/>

住所：Headquarter of Action Enfance, 28 rue de Lisbonne 75008 Paris

Action Enfance は Children's village と呼ばれるファミリーホーム/グループホームのような連続勤務のケアワーカーによる新しい形のケアをフランス全土にわたり運営している事業所である。

私たちの施設には現在 750 人の子どもたちが措置されている。ほぼすべての子どもたち

が司法的介入を経て措置されている。全部で 15 の施設がある。各施設には約 50 人の子どもがいる。16 番目の施設を今建設中である（2019 年 3 月時点）。これらの施設はフランス国内 9 県に広がっている。この事業所は 1958 年に創設された。この事業所の目標の 1 つはきょうだいを一緒に施設に措置することである。フランスの社会的養護は年齢別に分かれるため、3—6 歳の施設と 7 歳以上の子どもの施設にきょうだい離れ離れになってしまうことがある。そのためにこの事業所は独自の理念をもった運営をしている。2 つ目の目標は大きな施設ではなく、6 人ずつの子どもたちを 4 人の ED（エデュケーター）で小規模な一般的な家屋にてケアすることだった。家屋にはダイニングルームやキッチンがある。リビングルーム、子どもたちの居室がある。きょうだいは一緒にホームに住む。1 つのビレッジ（村）には 8—10 のホームと事務所があり、大体 12000—13000 スクエアメートルの面積がある。ED はそれぞれのホームに常駐する。ED は 8 日連続で勤務し、子どもたちと共に過ごす。（* ED = エデュケーターは直接支援ワーカーであり、日本でいうところの児童指導員に当たる。施設や在宅において生活・教育的支援をしている）。

フランスには 150,000 人の子どもが社会的養護の下で生活している。これは子どもの人口の 1% にあたる。多くのケースは司法的介入によるものである。里親ケアは里親夫婦の下で 1—2 人の里子をケアする。典型的な施設ケアは 12 人の子どもに対して 8 人の ED でケアを行う。本事業所の運営している家庭的な養育環境（ビレッジ）でのケアは 1 ホームに 4—6 人の ED と心理士がケアを行う。施設と里親ケアの中間のようなケアである。このケアの目標は施設ケアと里親ケアのどちらも長所を備えることである。このケア形態によって子ども 1 人ひとりの個別性とプロによる専門性を尊重したケアが遂行できる。ビレッジでは 3 つの養育的ファクターを提供している。1 つ目は健康である。衛生的な環境と栄養のある食事の提供である。2 つ目は安全、3 つ目は教育である。一般的なフランスの大規模な施設であれば 1 つ目の健康は家政婦（ホームメーカー）、2 つ目はガードマン、3 つ目は ED により提供されるが、ビレッジではファミリーエデュケーター（以下、FED）と呼ばれる生活支援ワーカーがこの 3 つの役割を兼ねる。1 つのホームにつき 4 人の FED が 8 日間昼夜連続ホームに泊まり込みで子どものケアにあたる。FED は買い物にも行くし、食事を作るし、子どもをお風呂にも入れる。実際に FED が行うことは里親に近いことだが、組織としては施設として事業者が運営している。

ビレッジには 3 つの理念がある。1 つ目の理念は FED と子どもとの間の絆を育むことである。身体的なケアを通じて、情緒的な絆を育む。子どもたちは大事にされ、育まれる。2 つ目は日常生活のケアを通して子どもたちを教育する。フランスでは「教育」というと机の上に座って教えることを意味しているが、ここでは違う。子どもが FED と一緒に料理したり、一緒に外出したりしながら、好きなことを話すことが教育だと考えている。3 つ目の理念は仕事ではあっても、子どもと長くパーソナルな時間を過ごすことによって個人的な関係を育むということである。子どもたちとの関係を築き、子どもたちのニーズも満たす。

もし、子どもたちにどんな FED が理想か？と聞くと、1 つ目は子どもたちに公平な FE

Dである、2つ目はおもしろいFED、3つ目は個人的な話を共有することができるFEDだと答える。FEDは職員としてではなく、人として子どもたちと関係をつぶすことが大切である。このビレッジが対象としている子どもは長期的（5—10年間）に家庭外に措置されることが予想される子どもたちである。多くのこれらの子どもたちの親は養育能力が低いため、必要な養育を子どもに与えることが期待できない。ここにいる子どもたちの中には親との面会や交流を持続している子どもたちもいて、判事がその頻度や交流の程度を判断している。

交流の最も密なレベルは宿泊を伴う一時帰宅である。1か月に1回～4か月に1回宿泊することができる。宿泊帰宅が許されている子どもはビレッジにいる子どもの30%である。次のレベルは日帰りの一時帰宅か実親との外出である。FEDが実親の元まで送迎する、又は実親がビレッジまで子どもを迎えにやってきて一緒に外出する。FEDは帰宅時や外出時に同伴せず親子だけで時間を過ごす。3つ目のレベルはFEDが同席した上での外出や面談である。それも難しい場合は、電話での交流が可能だが、その場合は会話の内容が聞こえるようにスピーカーを通じて会話をする。このレベルは子どもに対して親が与えるかもしれない危害のレベルによっても変わる。性的虐待などの場合は、最後のレベルとなる。親子交流のレベルは、子どもに対する危害の可能性によって判事が判断することになる。例えば実家庭の居住環境にドアがなく、複数の家族以外の大人が出入りするようなところであれば、子どもの帰宅が許されることはあり得ない。

子どもたちの年齢は2歳から18歳までで、平均年齢は10歳である。平均入所期間は3年7か月である。ビレッジにいる子どもたちには2種類ある。入所期間が3年未満の子どもたちと7年以上になる子どもたちである。18歳まで入所することができる。

フランスでは子どもは実家庭で育つべきだという強い信念があるため、家庭外措置に至るまで、ほとんどの場合はできる限りの支援が投入されている。入所期間に制限はないが、このビレッジに来る子どもたちもできる限りの支援が在宅で提供された子どもたちばかりである。

—日本では措置された子どもの年齢が低ければ低いほど、家庭復帰の率も高いが、フランスでも同じなのか？

フランスでは逆である。フランスでは実家庭を重視するため、小さい子どもが家庭外措置されるということはそれだけ重大な問題であったということになる。入所時の年齢が3—5歳の子どもの80%が入所期間が6年以上となる。

子どもの家庭外入所期間を決定する変数は3つある。1つ目は年齢、入所時の年齢が低ければそれだけ入所期間が長くなる傾向がある。2つ目は措置後に子どもが一時帰宅ができない場合は、入所期間が長くなる傾向がある。3つ目はきょうだいも措置されている子どもは入所が長くなる傾向がある。

実親の持つ変数も入所期間の予測変数となる。母親としての成熟度（maternal maturity）

が関わってくる。1つ目はパートナーとなる父親との関係性である。子どもがたくさんいて、どの子も違う父親となると関係性が安定しているとは言えない。パートナーが頻繁に変わるということは、住む場所も転々とする事が多く、子どもの養育環境としても安定しているとは言えない。

2つ目は犯罪歴である。親に犯罪歴がある場合は、子どもの入所が長期化するが多い。3つ目は、精神的な状態である。精神疾患がある場合は長期化する傾向にある。4つ目は、母親がひとりで養育している場合。5つ目はアルコールや薬物依存がある場合。パートナーがいる場合であれば、DVの問題がある場合も大きくかわる。

—スタッフの定着率はどうか？日本では施設職員は平均3年の勤続年数だが。

ここでもあまり変わらない。平均は5年くらい。FEDの70%が女性である。若いFEDが多く、23歳くらいで働き始め、5年たつと自分に子どもができるのでいったん離職する。子どもが大きくなると復帰するFEDもいる。10-15年間勤務しているベテランのFEDもいる。30—40歳の年齢層のFEDが少ない。その年齢層で働いているのは独身である場合が多い。独身で子どもがいらないからこそ、子どもと接する職場で働いているのかもしれない。

FEDは8日間昼夜連続で働き、6日間の休暇のシフトが原則だが、今は調整中である。3-4日連続勤務をし、2日間休むFEDもいる。4人のFEDでシフトを組む。2人のフルタイムと2人のパートタイムのFEDで構成される。フルタイムとパートタイムは2人ずつペアである。パートタイムは夕方から朝までのシフトで働く。8日目は4人のFEDがそろろう日となり、引継ぎが行われる。

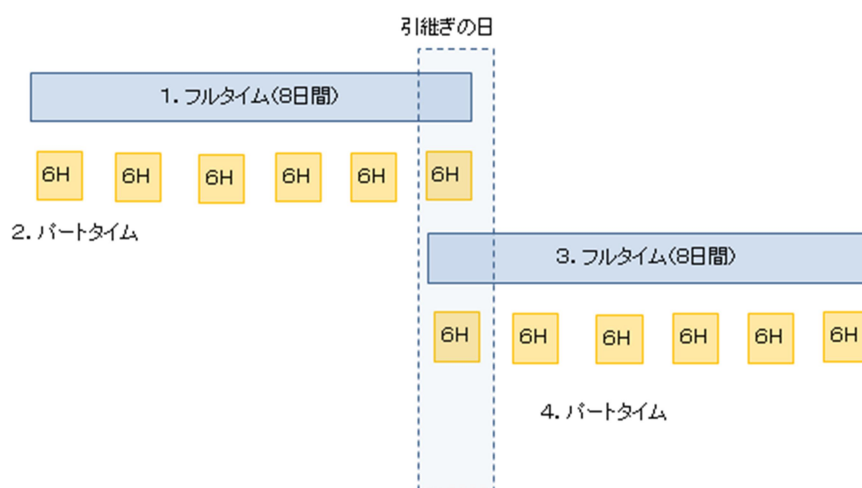


図1. ビレッジでの各ホームの勤務シフト

—日本には夫婦小舎制という勤務体制がある。家族的な環境を施設養護に築くための方策であるが、フランスでは夫婦での勤務体制はないのか？

夫婦で子どもの代替養育を行うのは里親ケアであり、施設養護ではない。ビレッジは従来の施設養護の代替案として新しく創り出された体制である。FEDの25%は男性であるが、男性を採用するのは難しい。8日連続の勤務体制として子どもと生活を共有するが、6日間の切り離されたプライベートな時間が保障されている体制である。

一どのような子どもたちがビレッジに措置されるのか？

きょうだいがいる子どもである。特に2-8人の子どもがいる多子家族はビレッジに子どもが措置されることが多い。また、家庭復帰が見込めないような子どもである。

反対に短期で家庭復帰ができるのは、加害者と別離した後のDVケース、親の失業や家族の困難な状況にあったために起こる軽度のネグレクトなどであり、一方で両親が長期間拘禁されている、親が統合失調症を患っていて長期間の入院が必要であるケースなどでは子どもの家庭復帰は難しくなる。極端なケースを言えば、子どもたちを多数の大人たちの性的な搾取の対象としていたようなケースでは家庭復帰はあり得ない。母親が子どもの手をコンロの火にあててやけどさせたケースなど極端なケースに対して、家族復帰は不可能である。ただし、このようなケースでも実親との関係は継続させる。難しいのは極端なケースではなく、家庭復帰の可能性もありながらも難しい、中間のケースだ。

親が失業して収入がなくなった場合、仕事を見つけて収入を安定させるのか、それとも酒におぼれてアルコール依存症になるのか？どっちに転ぶのかはわからない。そういうケースの子どもたちにビレッジのような場所が適している。子どもたちはFEDと生活を共にすることにより、アタッチメントを育む。

この仕事を始めて初めの10年間は子どもに対してひどい虐待をした親に子どもがどうしてそれでも会いに行きたがるのかわからなかった。何年かしてからビレッジを退所した子どもに聞いてみると、「親がひどい人間だと認めることは、自分がモンスターの子どもだと認めることになるから」という答えが返ってきた。子どもたちは親のことを恋しがる必要を感じている。少なくとも親の一部を恋しがる必要があると思っている。親がひどい人間だと認めることは自分のこともひどい人間だと認めることに等しい。「自分の父親がモンスターなら、僕もモンスターだ」と認めているようなものだ。なので、子どもは親の肯定的な面をなるべく見つけようとする。

FEDがまず心得なくてはいけないのは、親を批判しないことだ。批判的に見ないことで、親と話をするとき少しでも親の肯定的なことを見つけることができる。そして、親の肯定的な面を子どもに「あなたのお父さん、お母さんがこんなことを言っていたよ」と伝えることができる。子どもに「あなたは愛されるべき存在なんだよ。あなたに起こったことはあなたのせいではないんだよ」と伝えることができる。親が何者かであるかによって子どもが取り上げられることはない。子どもは自分がされたことをきちんと認識し、理解することによって、本来あるべき子どもという姿に戻ることができる。そうしないと、子どもはいつまでも自分のことを責め続けてしまい、前に進めない。

たとえば、3歳、6歳、9歳、11歳の女児のきょうだいの事例がある。9歳の女児が、自分も含めて他のきょうだいにもおこっている性的虐待について告発した。そのために4人とも家庭外に措置されることになった。9歳女児は家族がバラバラになったのは自分のせいだと自分自身を責めた。4人ともビレッジに措置されたが、同じ敷地内の違うホームにバラバラに初めは措置された。措置理由である虐待についてそれぞれの子どもたちがきちんと理解する必要があった。その後3-6か月ほどして、すべての子どもたちが同じホームに住むことができた。

一措置理由は誰が子どもに説明するのか？子ども判事は子どもにきちんと説明してくれるのか？

判事は措置の判断とその根拠について、関係する大人向けに法律用語を用いながら説明は行う。子どもに説明するのは、A S E（児童相談所）のE Dかワーカーが説明することもあるがそれはとても難しい。もちろん、子どもも判事の判決の場に立ち会うこともある。フランスでは、措置理由が率直に説明されるのではなく、婉曲されて説明されることも多い。たとえば、子どもが犬の首輪をつけられてドッグフードを食べさせられていたケースに対して「教育ネグレクト」の一言で説明された例もある。

実際、リサーチャーと一緒に行った約100ケースを対象としたケースで、女児が父方の祖母のもとに毎週末訪問していたときに、裸にされて、ベルトで鞭打ちされ、夜は豚小屋に寝かされていた。調査をしたワーカーは、「虐待の疑いがある」と書類に書くにとどまった。アセスメント結果が実際の状況を伴わないことが多々ある。その1つ目の原因は書面においては特に法律上の語句を使おうとする傾向があること。2つ目の原因はなるべく婉曲した間接的な言い回しにしようとする傾向があること。そのために子どもは自分たちが感じた感情と周囲の大人が説明する内容に大きな乖離を感じて混乱する。周囲の大人は実際に子どもに何が起こったかを子どもにわかるような言葉を使って説明しようとししない。なので、子どももどうして自分が家から引き離されるのかがわからないままになってしまう。

ビレッジからの要望として、判事が直接子どもにわかるように判決について説明してほしいと要望している。例としてパリ近郊にあるビレッジの1つのホームで働く4人のF E Dに、それぞれのホームの子どもたちの措置理由について話を聴いてみたことがあった。書類にはすべて「ネグレクト」と書いてあったが、実際にはネグレクトだけではなく、性的虐待等の様々な虐待が入り混じっていたことがわかった。何年間も在宅のまま支援を受けた後に状況が改善せず、最終的に措置されたケースがほとんどである。フランスの北東部にはまだまだ保守的な地域があり、子どもに対する虐待が頻繁にみられるところがある。そのようなところに若いワーカーが1人で行って正確なアセスメントをするのは難しい。一体が家の中で何が起きているのか？子どもにとっての危険度はどのようなものか？を判断するのはとても難しい。それなのに、他の国が用いているような親の養育能力に対するアセスメントツールなどはフランスでは使わない。アングロサクソン文化で作ら

れた指標に対しての抵抗がまだにある。

アセスメント指標はただのチェックリストで、チェックされてしまうとただの事実であり、人間的な要素がまったくなくなってしまう。なので、ビレッジでは、独自にアセスメント指標を開発し、それをチェックすることで最終的に結論を導き出せるような形にした。最後にその結論を親にも説明し、ソーシャルワーカーと共にサインができるようになっている。このシートは支援計画もアセスメント結果と対応して作成できるようになっている。ASEが使用できるように提言していくつもりである。現状ではこのアセスメントの結果、提案できるのは在宅支援か家庭外措置かの2択である。その間を取る第3の選択肢としてDurin氏が提案したのが、在宅保護プログラムであり、1週間のうちの4日間を子どもたちは施設で過ごし、3日間を実家庭で過ごすというものである。

ービレッジの子どもたちは実親のことをどのように感じているのか？措置された後何を望んでいるのか？

子どもたちは実親のことを家族だと思っているし、家に帰りたいと望んでいる。例として、4歳の時にビレッジに措置されたある子どもは21歳まで17年間ビレッジで過ごした。その子は退所後に市の園芸家としての仕事を得た。しかし、22歳の時に仕事を辞めて、実父のところに戻ったが、3か月もしないうちに実父とけんかをし、家を出た。仕事も家もなくして、ビレッジに助けを求めてきたので、すでに児童保護の対象ではないが、支援しているところである。いくつになっても「どうして自分は実家庭にとどまらなかったのか？」と子どもは問い続けることになり、答えを求めようとする。それは養子縁組をされた場合でも同じである。どんなに生活がうまくいっていても、子どもたちはその答えを求めようとする。措置についても同じである。「どうして自分は？poquoi moi?」。この質問は何年たっても子どもたちの心の中から消えない。

4. 2019年3月14日 Marina Stephanoff氏 (manager of "CAP Alesia")

住所：80 boulevard de Reuilly, Paris

<https://www.droitdenfance.org/cap-alesia/>

通訳：フランス語→日本語 櫻井 佐友里氏 (在仏プシコローグ<心理士>)

家庭外措置となった子どもと親との間の媒介面談と呼ばれる手法は心理士が面接に同席することにより、親子関係の調整を図ることを目的としたものである。CAP Alesiaはファミリーセラピーや媒介面談 (mediated visit) を提供することを目的とした事業所である。媒介面談とはCAP Alesiaのホームページの説明によると、次のようなことを目的としている。

子ども判事や県福祉事務所からの要請により、心理士がファミリーセラピーと臨床的治療のために、以下のことを目的として第三者として親子間の面談に同席すること。

- ・子どもの安全な環境を確保すること

- ・親に子どものニーズに対して目を向けるように促すこと
- ・親の脆弱さを認識しながらも親の能力を促進させることを支援すること
- ・家族の会話の流れをうまくコントロールすること
- ・自分たちの世代に適した家族の中の位置づけに家族メンバーを戻すこと
- ・家族の問題を明らかにすること
- ・世代間の連鎖を回避すること

(Marina Stephanoff 氏とのヒアリング)

媒介面談は2016年3月16日に施行された児童保護法の中に含まれている。2017年の法律より、今までの媒介面談 (rencontres médiatisées) という言葉から第三者介入型面談 (des visites en présence d'un tiers) と呼ばれるようになった。この方法の面談はASEや施設などでも広く行われているが、それぞれのやり方がある。

CAP Alesia に家族が送致される理由の多くは次の3つである。1つ目は親が精神疾患などの理由により不適切な養育、暴力、虐待をすることが問題となったため、2つ目は養育能力が制限されている状態であること、食事の提供などの子どものニーズを満たすことができない状態であるためである。3つ目は他国からの移民であること。特に親が児童保護のシステムと対立状態にある場合に用いられる。フランスでは子どもが長期的に家庭復帰される見込みのない本当にひどいケースであったとしても、親権を失うことはない。ASE (児童相談所) はどんなにひどいケースであったとしても親に働きかけ続けることを法律上義務付けられている。子ども判事が親子分離させる措置を行うが、極端にひどいケースに対しては、この媒介面談が唯一親子が交流を持つ機会となる場合となる。判事がASEに媒介面談を要求し、ASEがCAP Alesia に面談を行うことを委託する。面談はCAP Alesia で行われる。

まず1回目の面談で親に来所してもらう。CAP Alesia は心理の専門職によるケアを行う事業所である。スタッフは全員心理士 (psychologues)² と呼ばれる心理士である。家族に対する情報はASEからすでに出ているが、親に自分の置かれている状況についてまずは話してもらうことから始める。

2回目は子どもだけ来所してもらう。親子共に初めに媒介面談で何を行うかを説明する。面談時間はほとんどの場合1時間である。CAP Alesia 内で面談を行うケースは重度のケースが多いため、1時間が最長である。重度と言うのは、親が攻撃的、暴力的、精神疾患が妄想等を伴い不安定であるケースである。法律として親権を守り、親子交流を行う必要があるため、媒介面談という手法を用いることとなる。

1時間以上に及ぶケースは軽いケースで外出等を伴うケースが多い。家族療法のような感

² ここでは通訳の櫻井氏より、媒介面談に関わる心理士を「心理士」と表記してほしいという主張があったため、「心理士」と表記しているが、別のインタビュー報告では「心理士」と同じ言葉 psychologues を訳している。

じだと思ってもらえればいい。重度のケースは親子が接触するのは媒介面談の場のみである。また媒介面談では必ずプシコローグが立ち会い、親子のみになることはない。

親・子別々の面談がすんだあと、第1回の交流となるが、その際は観察を行う。うまく交流する方法を探るために観察から入る。通常1か月に1回~2回実施。乳児になれば1週間に1度など年少になればなるほど会う頻度は増える。本当に親の状態が悪い場合は年に4回となる。

2018年には192家族、320人の子ども、1720の媒介面談を実施した。CAP Alesiaは計8人のプシコローグがいるが、通常2—3人くらいでローテーションを組んでいる。媒介面談では1—2人のプシコローグが同席する。最初の数回は家族との信頼関係を築くことを目的とする。信頼関係が築けたのちに、実際のカウンセリングに移る。カウンセリングで設定する目標は家族による。目的が変われば媒介面談の回数を増やしたりすることもある。ここでの面談が親子間の最善の関係維持になる場合もある。親が重度の精神疾患の場合は、ここでの面談が親にとって子どもとのつながりのすべてになる。明確なやり方や終わり方があるわけではない。子どもの健全な発達のためには、その子の日常生活が安定しなければならない。子どもが一個人として確立していないといけない。子どもと親が共有している空間が保護されている必要がある。

子どもは親と分離されて日常は過ごしているが、子どもの中の親が表象する像は決して消えているものではない。親に会えない時間が長くなれば長くなるほど、子どもの心の中には「親の存在のイメージ」がどんどん濃くなっていく。子どもたちは口には出さないけれども、常に親のことを考えていて、「お父さんは今何をしているのだろうか?」「お母さんは大丈夫かな?」と常に心配するようになる。離れているのはもしかしたら自分(子ども)のせいではないのだろうか?と考えるようになる。プシコローグの役割は子どもがそういう考えを持たないようにすることである。

私はもともと施設でのプシコローグだった。そこでの子どもたちは親と会うことができず、親と会えないことに苦しんでいた。なので、次は里親ケアの子どもたちに対するプシコローグになった。子どもたちに里親という家族があれば大丈夫だと考えた。その子どもたちは里親と言う家庭環境で育ったとしてもずっと自分たちの実親のことを考え続けていて、子どもたちは苦しんでいた。なので、ここで媒介面談を行うプシコローグになった。里親という家庭的な養育環境を提供することも大事だけれども、それと同時に実親と関係を保ち続けることは大事だということに気が始めた。家族というのは代替りの家族がいればすべてよしというのではない。もちろん、里親家庭の中で育つことは大切だとは思う。

フランスは家庭外措置を行ったのは、精神科医、プシコローグ、Miriam David, Michelle Soule, Jenny Aubry たちだった。Miriam David が初めに家庭外措置を提唱した精神分析の専門家だった。

(通訳の櫻井氏の注釈)

子どもが里親に措置されるときにASE(児童相談所)からED(エドゥケーター)と

心理ローグが担当として実家族と里親とを担当する。その中の媒介面談は心理ローグの仕事である。フランスでのソーシャルワーカーは全体の状況をアセスメントし意思決定を行う人、EDは子どもと親の直接処遇に関わり訓練や教育を行う人である。日本の児童指導員に似た役割である³。この面談は親にとって権利でもあり義務でもある。もしも、親が面談に現れなかったら、心理ローグは親が親としての義務を放棄していることを裁判所に報告することになる。子どもにとっての守られた空間の中で親に会う権利である。このCAP Alesiaで行われる媒介面談はASEから送致された司法によって媒介面談を義務付けられたケースのみである。他のケースでも媒介面談が行われている場合があるが、それらはほとんどの場合はEDによって教育を目的として（親に対して子どもへの対応方法を教える目的）行われている。教育を目的とした面談では、「親が悪いので、悪い親から子どもを守る」という構図ができてしまうことがある。面談時に子どもが親に暴言を吐いた場合、EDは「そんなことを実親に言うてはいけない。いくら腹が立っても親は親だろう」と子どもを教育のためにいさめるために、結局のところなぜ措置に至ったのかがわからなくなってしまう。

心理ローグが行う面談では、積極的に家族にかかわる場合もあれば、観察に徹する場合もある。その対応はケースに対する心理ローグの判断によって違う。

媒介面談をやっている事業所はもともと少ないが、パリには何力所がある。中でもCAP Alesiaは本当に重度のケースを専門として受け入れている事業所である。再統合などの目標があるわけではないので、家族は継続して長年の間、面談をし続ける。たとえば10年継続して面談を続けている家族もいる。ここでの媒介面談の一番大切な目的は子どもが実家族と自分自身の家族歴（物語）を作りながら発達していくということである。この面談の中で誕生日やクリスマスをお祝いしたりすることが、子どもの家族との物語（history）として積み上げられていく。毎回、子どものために食事を準備して持ってくる親もいる。思い出を親と共に作るというのが目的である。もし24時間、実親がともに一緒にいなかったとしても、自分には実親が実在していると知ることが大切である。ここに来て、子どもが実親に学校での出来事を話したり、自分が描いた絵を持ってきて話をしたり、一緒に遊んだりすることが大切である。私たちが何を最も支援したいのは媒介面談のこの空間が愛情あふれた温かいものになるようにすることである。

親に対する考え方としては、親は別にいい親と悪い親に分かれるわけではないという考え方をしている。被虐待経験を持つ親が自分の子どもに対しても自分がされてきた行為をしているというケースであっても、実際には、その親が子どもに対して行う愛情深い行為

³ 櫻井氏はエデュケーターを児童指導員に例えたが、日本では児童指導員は施設内に限定した職名であることがほとんどなので、フランスのエデュケーターは施設内・在宅にて、直接援助を行う児童指導員および児童福祉司の役割を兼ねており、ソーシャルワーカー (travailleur social)よりは対人の直接支援に特化した職務を持つ職業である。

もあるはずである。それらの両方を持って 1 人の親として受け入れる姿勢をプシコローグは持っている。例えば、精神疾患を患っていて妄想が激しい親で、日常生活では子どもの世話をすることが難しい場合でも、面談の 1 時間のために、ご飯を作って持ってきたり、子どものために選んだ洋服を持ってきてプレゼントしたりして、良い時間を過ごすことは子どもにとっていいことだと思う。

ここに来る家族の 16% が 10 年以上の面談を継続している。きょうだいがいる場合は一緒に面談する。子どもが大人数になる場合はプシコローグも複数同席することになる。本当にレアなケースではあるが、子どもが親のことを全く考えない場合もあるので、その場合は面談が年に 3 回くらいの場合もある。状況が改善されれば、親子で外出することもある。

例えば DV が理由で子どもが措置された場合、両親の関係が落ち着いてきたとしたら、母親の家に子どもが週末一時帰宅することが許可される場合もある。親の状況が変わると子どもと会える条件も変わってくる。ここでの面談は親の状況を改善させることではない。それは他の支援者の仕事であるが、親の状況は面談内での親子関係も変えることになる。

いったん面談が始まった後も、親と子どもとを別々にプシコローグが面談することもある。もしも、親からの申し出があれば親のみで面談するし、プシコローグから親に話したいことがある場合も子どもとは別に面談する。

今朝、長年関わっている 7 歳の娘がいる両親が来訪し、判事に対してプシコローグが書いた報告書を閲覧したいと希望したので、読み上げた。2002 年からインフォームドコンセントが法律として定められ、すべての書類がクライアントに開示されることとなった。1 年に 1 回、判事がすべてのケースに関わる支援者を招集し、審問を行う。その審問のために報告書を作成する。

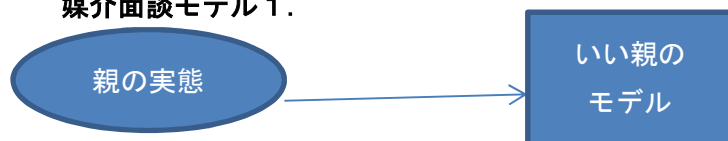
乳児院や施設、里親の子どもたちを対象としている。ここでの媒介面談が終結されるのは、違う事業所に移行されるか、子どもが 18 歳になり措置解除となるか、家庭復帰するかの時である。

ここに送られてくるケースは親と A S E とが対立があるケースが多い。場所によっては施設のプシコローグが媒介面談をしていることもある。親の代弁を A S E にすることはあるが、関係性に働きかけるようなことは、ここの面談の目的ではない。

一日本の場合はフランスの媒介面談に近い面談は家庭復帰のステップとして取り込まれているものなので、家庭復帰の可能性のある子しか対象になっていない。

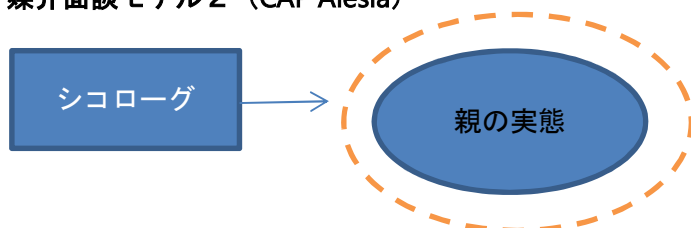
ここでの媒介面談の目的は全く違う。

媒介面談モデル 1.



シコログは親がなるべき姿である「いい親のモデル」を掲げてそのモデルに親が近づくように働きかける。なので、親が今「できていないこと」に焦点を当てる。

媒介面談モデル2 (CAP Alesia)



ここでの媒介面談モデルはいいところも悪いところも持つ親の実態を受け止めて、どんな親でもある「いいところ」を探し出し、そのいいところをもっとできるように働きかけていくというアプローチをとっている。

モデル1のような「いい親のモデル」を実際に親自身が体験していない場合も多くある。全く知らないし、経験していないものに自分がなれと言われてもできない人も多くいる。このモデルだと、親は自分が「できない」「なれない」ことに直面させられてしまうので、劣等感を持つようになる。ここでの媒介面談では「そんな風に哺乳瓶はもたないで」とか「そんな風には子どもに言わないでください」などいい親のモデルを押し付けるようなことは言わない。親がもっていない能力に対して焦点するモデル1に比べて、自分たちのモデル2は親が子どものためにした些細なことを「よいこと」として、焦点を当てて働きかける。

マルトリートメントや児童虐待の概念は歴史や社会的背景によって変化していく。現在虐待やマルトリートメントとされる状況でも昔は違う場合もある。

媒介面談を初めに導入したミニアム・ダービッド氏は「措置は問題に対して問題を加えるようなものだ」といった。「措置は子どもを救うという目的で行うものではない。措置は私たちが子どもに対してさらに働きかけることができるという状態であって初めて行うものである。切り離すことに焦点をおくべきではない。」と言っている。

5. 2019年3月16日 Action Enfance village d' enfants 訪問 (グループホーム訪問)

<https://www.actionenfance.org/villages-enfants-foyers/carte/de-villabe-91/>

Action Enfance のビレッジの1つに訪問した。訪問したビレッジのある Villabé はパリ市内の Action Enfance の事務所から車で南に1時間ほどの郊外にある。創立は50年以上前になる。ビレッジによっては創立して20年未満のものもあり、ホームが住宅地の中に散在している形 (地域型) のものもある。



写真3. Villabé ビレッジの敷地内（報告者撮影）

門のある大きな敷地を入ると一軒家がいくつかに並んでいる。門のある住宅街のような雰囲気である。このビレッジの責任者である Laurence Christian 氏が案内と説明してくれた。このビレッジには 12 のホームがあり 2 歳~18 歳の 60 人の子どもたちが生活している。今いる子どもの中でもっとも年少の子どもは 3 歳である。幼児はきょうだいケースの場合だけ受け入れる。できるだけ家庭的な雰囲気を創り出すことに努めている。1 つのホームには 5 人の子どもが暮らしている。

子どもたちの施設ではあるが、最も小さい子どもは 1 歳である。子どもたちの年齢構成は各ビレッジによって違う。Villabé 県には 2 つのビレッジがある。1 つのホームには 2 人のフルタイムのファミリーエデュケーター（FED）がいて 1 人が火曜日から次の火曜日まで 24 時間体制で 7 日間連続で勤務し、もう 1 人と交代する。加えて、2 人のサポートエデュケーター（SED）が勤務する。SED は 1 週間 35 時間勤務である。SED は子どもたちが学校から帰って就寝するまでの間勤務する。SED はホームに宿直しない。夜間は FED のみがホームにいることになる。就学前の子どもはホームに残るが朝食を食べると他の子どもたちは登校し、ランチも学校で食べる。FED は SED の援助も得ながら、ホーム内の家事一切を任されることになる。朝食・夕食の支度、買い物、掃除すべての家事をこなす。1 ホームの食費等の予算が決まっているので、FED はその予算に合わせて買い物をし、献立を決めて食事を作る。食事だけでなく、各ホームの家具などの備品に関わる 1 年間の予算の使い方も任せられている。FED / SED の多くは学校を終えたばかりの若者が多いため、子どもたちの料理を毎日作ることも大変な業務ではあるが、家庭的なケアにおいてホームのキッチンで食事を作ることは不可欠だと考えている。毎年 9 月には特別な行事を計画して実施している。スポーツの場合もあるし、音楽イベントの場合もある。また友達の家泊まりに行ったり、友達が泊りにきたり・・・ということも ASE の許可

をもらって行くこともある。学校の友達をバースディパーティに招待したりもする。ビレッジの外とのネットワークもきちんと構築し、子ども自身のソーシャルキャピタルを持つことが必要である。7月には旅行も予定されている。8月は子どもだけのキャンプに参加する。なので、子どもたちもビレッジ以外の大人の交流ができる。ビレッジの子どもたちにはボランティアによるメンターシステムもあり、夏季休暇の間にメンターと共に休暇旅行に滞在する子どもたちもいる。

子どもたちは市の子ども委員会のメンバーにもなって、コミュニティの活動にも参加をしたりする。数年前にはオーランド大統領にシャンゼリゼに招待されたこともあった。FEDは実親も招待したうえで、学校のPTA活動や教師との面談にも出席したりする。必要があれば子どもの入学同意書等にもサインをしたりする（実親がいる場合は実親がサインする必要があるが・・・サイン拒否が問題になったりすることはない）。子どもの進路についても実親も含めてFEDが話し合う。

子どもの学費は団体の予算内に入っている。学費によって子どもたちの進路の選択が狭まらないようにしている。必要があれば寄付を募るような形で子どもたちの希望をできるだけかなえるように心がけている。

このビレッジにいる子どもはほぼ司法的措置によって入所されている。3人の子どもだけが福祉的措置によって入所されている。司法的な措置をされたか福祉的措置をされたかによって1人の子どもの措置費は変わらない。FEDには書類の管理等に関する担当の子どもはいるが、シフトに入っているときはホームのすべての子どものケアをしている。

—FEDは実親とのコミュニケーションをとることがあるか？

ケースによる。媒介面談のみが子どもと実親との接触の場となっている場合は心理士が同席するため、FEDは実親に会うことはない。電話での交流の場合は、スピーカーフォンにして親子の会話を聴くことはある。外泊が認められている子どもであれば、子どもたちは実家に帰るが、向こうの生活に慣れてしまわないように気を付ける。外泊が認められているようなケースの場合でも電話は週に2回までと決められている。

—実親の親権が継続しているが、親の承諾が必要な状況になった場合に誰が親に連絡を取るのか？

入所時に書面でさまざまな状況について承諾を取ることになるが、必要があればFEDが直接親に連絡して同意をとることもある。

—子どものビレッジでの生活についてどれくらい実親は知らされているのか？

子どもに何か変わったことが起こったら親には知らせなくてはならない。例えば病気やケガで子どもが病院に行くことになった場合、24時間以内に実親に知らされることになる。学校の成績や特別な出来事があればFEDが親に知らせたりはするが、定期的に子どもの

様子を知らせるようなことはしていない。

—FEDになるにはどのようなトレーニングを受けるのか？

FEDの中にはスペシャルED（有免許のED）になるために3年間のトレーニングを受けているFEDもいる。トレーニングをうけていないFEDもいるが、すべてのFEDに共通してあるのはコミットメントである。雇用されてからのトレーニングはあるし、試用期間もある。

—FEDを確保するのは大変か？

今は人材不足ではあるが、新卒者が出てくる9月には新人FEDを雇用することになる。平均勤務年数は3-4年である。だが長く続ける人は長く続ける。

勤務する側も1週間連続勤務の方が働きやすいという人が多い。子どもとの関係も安定するし、細切れのシフトよりも子どもはFEDのことを信頼する。

同じ教育レベルであればその分長時間であるため給料はとて面白い。15年間働くと他の領域のEDの仕事よりも£500程違うため、なかなか辞めないことができない。

—EDとしてのキャリアパスは？

トレーニングを積んで、コーディネーターなどの管理運営ポジションに移行することも可能であるし、そのような移行のための強化トレーニングは勤続何年目かのFEDに提供されており、キャリアアップの機会は提供されている。このような管理運営ポジションに移行する場合は、転勤も余儀なくされる。

—このビレッジのやり方で子どもにとってどのようなメリットが期待できるか？

少人数単位のユニットケアであるために、子どもとFEDの間の絆を築きやすい。他の施設でも働いたことがあるが、このビレッジではいったん退所した子どもたちがまた遊びに帰ってきたりもする。

—このビレッジを退所した子どもたちに対するアフターケアはあるか？

18-20歳の自ら措置延長の契約をした若者たち（ヤングアダルト）以外は、県の予算は削減されてしまい、県が行うアフターケアはないが、この事業所には独自のアフターケア部署があり、1人のアフターケア担当が退所児童のアフターケアをしている。もしも退所した後に、自動車の運転免許を取りたい、専門学校に行きたいなどの場合は相談に乗ることができるし、金銭的援助も可能である。

退所後も子どもたちはビレッジに遊びに来るし、他の子どもたちにも会いに来る。多くの退所児たちはFEDに直接生活のアドバイスを求めることもある。

ーこのビレッジのシステムにおいて困難点はなにか？

2つあると思う。1つ目は勤務形態が特殊であり、連続勤務かつ24時間勤務となること。2つ目はSEDは各ホームに配属されているのではなく、2ホームに1人の配属なので、その分担が難しい。

ービレッジ内の様子、メインビルディングの様子

メインビルディングにはミーティングルーム、事務室が1階にある。2階では、心理士がフルタイムで勤務している。入所から2か月以内に子ども全員が心理士のアセスメントを受ける。2階には媒介面談の部屋もある。心理士はビレッジの子どもたちと家族の媒介面談も行う。運営管理職として2人のシステムマネージャーと1人のディレクターが配属されている。

1階には、学習支援のための部屋がある。実際、子どもたちは概して学習に関する問題はない。たまに多子家族の子どもで学業に問題がある子どもがいる。3人の家庭教師が月・火・木の毎夕と水曜日全日学習支援を行う。長期休みの場合は毎月第2週目の午前中に指導を行う。



写真4. 学習支援部屋（報告者が撮影）

ホールのある建物は外部からの利用も可能で、地元のチェスクラブが使用して、子どもたちもチェスレッスンに参加したりしている。地元の人たちに施設内のスペースを貸すこ

とで、コミュニティの一部としての地域の人たちとの交流を図っている。学校の子どもたちが訪問したりもする。



写真 5. コミュニティに開放されているホール（報告者が撮影）



写真 6 ホームの外観（実際には2 x 1の建物で2つのホーム）（報告者が撮影）

もっともFEDとして難しいのは子どもたちに日課をこなさせること。ホームごとに日課が決まっている。子どもたちも日課に対して意見を言ったり、交渉したりすることはできる。年齢によって子どもたちのお小遣いも与えられる。10歳であれば1か月€15となる。



写真7. ホームにあるキッチン（報告者が撮影）

6人の子どもの食事の支度や家事も大変だがSEDが補助する。子どもたちにも積極的に手伝いをさせる。小さいユニットなので、子どもたちは家事のやり方も学ぶことができる。子どもたちが学校にいるときにはFED同志で食事を一緒に食べたりする。きょうだいがたくさんいる場合はビレッジ内の違うホームにいる場合もある。同じホームの場合は同じ部屋になる場合もある。ホームごと予算は同じだがどのような家具を置きたいかはFEDに任せられている。ホームにはFEDのオフィスもある。

ホームごとに公用車を一台所持している。敷地内には運動場もある。子どもたちの自転車のための自転車置き場もある。



写真 8. 勤続 14 年のベテラン FED さんと姉妹の部屋



写真 8. 洋服の着替えについてのポスター→下着は毎日替える。セーターやズボンは 2 日に

1回（汚れしていない限りは）と示している。

見学をしたこの日は問題行動があるために学校から休学させられた5歳が学校には行かずにホームにいた。この5歳についてはこの日の午後、担当心理士によるケースカンファレンスを行う予定だった。特別なケアが必要な子どもに対してはホームスクーリングや心理的ケアや治療がホームにて提供される。

ティーンネージャー（15歳以上の男女）の住むホームも見学した。年少児が住むホームに比べてモノトーン調の落ち着いた内装となっている。FEDも勤務して3か月の20代前半の若いおしゃれな女性であった。若いFEDなので「あなたのことをティーンネージャーたちがどのようにとらえていると思うか」と尋ねると、「養育者とお姉さんの中間みたいじゃないかな」という答えであった。大きな喧嘩もなく子どもたちも概して仲良くしている。女の子たちはたまに難しい時もある。以前はASEでソーシャルワーカーとして働いていたが、ビレッジで直接子どもたちに接することに魅力を感じて転職した。子どもたちの毎日の生活に関わることで起こせる変化に喜びを感じている。難しい点は勤務体制である。どのように子どもたち一人ひとりと向きあう時間を限られた時間の中で提供することができるか、また生活の中に直接入りこむけれども、客観的な視点で見ることができる立ち位置を取ることが難しいと語った。

第2期：2019年9月4日~9月19日

今期の調査では、児童保護サービスの対象である当事者を調査対象の焦点とし、1) 里親ケアを経験した(ケアリーバー)のユース、2) 在宅保護サービスの経験のある母親、3) 里親への聞き取り調査を行うこととした。

なおインタビューガイドとしてそれぞれの対象者に対して次のような質問(英語)を準備し、英語での調査が可能な場合は英語のまま、フランス語が必要な場合は通訳(英語→フランス語)に訳してもらった。インタビュー対象者に合わせて、質問の言い回しを変えている。

Questions

1. Please introduce yourself and your family. The family composition (the number of children, and their ages), and the history of your CPS involvement

自分自身と自分の原家族について話してください。家族構成(きょうだいとその年齢)と児童保護サービスが関わることになった理由を教えてください。

2. What made you and your family involved in child protection? Do you agree with the reasoning that CPS gave you?

家庭外措置されることになった理由について、あなたはどのように感じていますか?

3. Please describe the changes and transformations of your relationship with your original families (your parents and siblings) over the course of CPS involvement that you have experienced?

実家族(実親ときょうだい)との関係について、児童保護サービス(CPS)に関わっている間変化が見られましたか?あなたの成長に伴ってその関係性にどのような変化があったと思いますか?

4. What do you think the most helpful support/ services that you and your family have received from child protection? Is there any services or support that could help to form better relationship between you and your original family (your parents and siblings)?

CPSから受けた支援やサービスであなたにとってもっとも役に立ったものは何ですか?実親との関係を調整するために最も役立った支援やサービスはなんでしたか?

5. What is "family" to you? Has CPS involvement changed your idea of "family"?

家族とはあなたにとってなんですか?CPSとのかかわりがあなたにとっての「家族」の考えを変えましたか?

調査日程

- 9月5日 調査打ち合わせ（協力者 Flora Bolter 氏と）
- 9月6日 ケアリーバーのユースに対するインタビュー調査
- 9月9日 調査打ち合わせ（協力者 Fabrice Colin 氏と）
- 9月10日 調査打ち合わせ（協力者 Pierre Moirsset 氏と）
- 9月12日 MECS-SERAD du "Château de LORRY" et de la MECS le "grand Chêne" Association CMSEA 訪問
SERAD（在宅保護）のプログラム経験者の母親へのカジュアルインタビュー調査
- 9月13日 研究協力者 Flora Bolter 氏によるブリーフィングインタビュー調査
- 9月16日 午前 里親の月例集会にてグループインタビュー調査
午後 Jenny Aubry（民間児童福祉事業所）にて仲介面会についてのインタビュー調査（心理士およびスペシャライズドエデュケーターと）
- 9月17日 協力者 Julie Chapeau 氏と打ち合わせ（ランチミーティング）

調査結果

1. 2019年9月4日・9月6日 ケアリーバーのユースに対するインタビュー調査

ユースの当事者団体から紹介を受けて、社会的養護を体験した20代の若者を2名紹介してもらった。二人とも英語が堪能で英語でのインタビューが可能であった。研究倫理及び調査に関する質問を事前に説明し、質問内容についても十分理解をしてもらったうえで同意してもらったうえで調査を行った。本調査報告書では個人情報に配慮した上で、内容における詳細を避け、本研究の焦点である「実家族との関係」と「児童保護・社会的養育サービス」についての部分を中心に報告する。インタビューはパリ市内の公園とカフェで行った。

1) ユースA. 21歳

—実家族との関係について

実家族の構成は2人の兄、母。私が生後6ヶ月の時、父親からの兄に対する身体的虐待の跡が学校で発見され、3人とも児童保護に介入されることになり、別々の里親家庭に預けられることとなった。私（A）は6か月～3歳までと、3歳～18歳までの2カ所の里親家庭で育った。3歳から育ててくれた里親家族のことが自分にとっては家族であり今も交流が続いている。里母のことを母親だと思っている。

実父は判事との法廷に出席しなかったし、私との面会にも一切参加しなかった。実父のことは何も覚えていないし写真さえ持っていない。実父の消息についても実家族の誰もわからないようだった。判事からの連絡もつかなかった。

実母にも18歳以降は会っていない。連絡先も教えていない。18歳になった時に、自分の

連絡先を教えるかどうか委ねられたが、実母には教えないことにした。私は実母の連絡先はもっているの、たまに連絡を取る。実母は精神疾患を患っている。孤独な実母をかわりそうに思うから、たまにこちらから連絡している。最後に実母と話したのは1年前。私が成長していることを理解できていないようであり、話を合わせることに精神的に磨耗してしまうので連絡が滞ってしまっている。

兄2人とは以前から交流はあまりなかったが、ある時、私が実父に会ってみたいと言いつつ出したことで喧嘩になってしまい、それ以来連絡を双方ともとっていない。兄達は虐待者である実父にどうして私が会いたいのかわからないととても怒った。自分の父親がどんな人か会ってみたいと言う気持ちは変わらないが、それ以上でもそれ以下でもない。父親に関する情報を何ももっていないし、今は別に探そうとも今は思わない。将来、自分自身のルーツを探したいと思ったら探そうとするかもしれないが今はわからない。

—里親ケアにいたころの実家族との関係について

覚えている限りでは3-4歳の時からずっと定期的に1回2時間くらい兄と実母と面会してきた。事業所の事務所でワーカー立ち会いの元で、お菓子等を食べながら過ごすことが多かった。母がお菓子を持ってきてくれた。お金を持ってくることもあった。私は実母に対して、子どもたちのことの日常を養育していないことの罪悪感から、面会にお菓子を持ってくることで、自分が母親であるということを示したかったのだろうと思っていたし、物で私や兄の関心を買おうとしているように感じていやだった。今思えば、母親にそれ以上のことを考える能力がなかったのかもしれないし、母親自身はそういう意図はなかったのかもしれない。

兄も母も私もお互いに話すこともないのに、なぜ面会を続けなくてはならないのかわからなかった。面会が始まった当初は、彼女が母親だと言われても、「私を育ててくれていないのに、なぜこの人が母親なのだろう」と思っていた。

母に会うことは法的に強制された義務のように感じた。判事との法的な約束ごとの1つなので仕方がないという風に考えていた。会わないという選択肢は全くなかった。判事に会うたびに強制的な面会はやめてほしいと訴えたが、聞いてもらえなかった。なぜ面会を続けなくてはいけないか、誰もはっきりと説明してくれなかった。答えはいつも「家族なのだから」だった。私にとって母親は法的に親の同意が必要な時にサインをする人にしか過ぎなかった。

親子面会の際に同席しているソーシャルワーカーは長年同じ人だった。実際、ワーカーは面会中にとってもたくさん話をした。始めに虐待に対する調査を行って家に訪問に来ていたのもこのワーカーだったので、家族はすっかり慣れ親しんでいて、家族の1人のように感じていた。彼女がいることで会話がすすんだし、彼女がいなければ面会はさらに居心地の悪いものになっていたと思う。

大きくなると(15歳くらい)母親の住居でワーカーの同席なしで会うこともあった。私

が成長すると事務所でお菓子を食べるだけでは時間が持たなくなってしまうので、母の住居で昼食を一緒に作って食べるような面会に変わっていった。母親の家で外泊したことは一度もなかった。母が住んでいるのは治安の悪い地域で、そこに行くのさえ安全に感じなくて嫌だった。母と私だけの面会は嫌だった。

楽しかった面会は覚えていない。唯一、クリスマスかもしれない。兄も一緒に楽しい気分だったし、3人で母を喜ばそうとしていた。プレゼントを贈りあって楽しかった。

面会は、初めは1週間に1回だったが、私が大きくなるにつれ、隔週になっていった。私にとっては母との関係は強制的に持たされた関係だった。里親が変わると、新しい里親家庭になれるために数か月間、実家族との面会はなかったがそれ以外は私が18歳になるまでずっと続いた。2年ごとに判事に召喚されて、判事が面会等の内容を決めるので面会頻度が変わることもあった。判事は自分がケアにいた18年間の間に時々替わった。判事との面談は形式上のものであまり時間がかからずに終わることが多かった。判事にも「面会はしたくない」と訴えたが訊いてもらえなかった。

—里親との関係について

里親家庭には2カ所、生後6か月~3歳までが1回目の里親家庭、3歳から18歳までが2回目の里親家庭に預けられている。3歳から18歳まで育ててくれた里親家族を家族だと感じている。里親には実子が2人いて、自分以外にも複数の里子が委託されていたが、他の里子たちは短期間で他の里親の元に変更されていった。自分にとっては里親家族が家族だとずっと感じていたし、今でも感じている。いつでも基本的ニーズを満たしてくれたから。住んでいるのがそこだったから。里母が学校に連れて行ってきて身の回りの世話をしてくれた。お母さんがすべきことをすべてしてくれていたから。生活を共にすることで関係を築くことができたと思っている。最近病気になった時も里母に電話をした。里母が自分のことを一番よく知っていると思うし、ハグが必要な時は里母のもとに行く。

ティーンネージャーの時、反抗して悪さをした時に、里母が「私の里親としての仕事にはあなたのことをここまで心配することは含まれていない」と言われたのを未だに覚えている。いい子にしてないと里親に捨てられるんだと思った。その結果、里親との距離が一時期わからなくなってしまい、混乱した。社会的養護の子どもはいつでも他の子どもよりいい子でいなければいけないというプレッシャーもあったが、いい風に使えば自分の行動を改める動機づけになったと思う。

現在は、里母は里親を引退している。でも自分が里親ケアにいたときは自分以外にも複数の子どもたちがいた。他の子どもたちが数か月や数年で他の家庭に行くことになったのを見て、自分もここを出て行かなくてはならなくなるのではととても不安だった。里母は「あなたはとてもラッキーだ」といつも言っていた。他の里子たちは、自分の兄も含めて、多くの里親家庭を転々としていた。私は同じ里親家庭にずっと安定していることができてラッキーだった。

子どもの中には対応が難しい子どももいるので、里親が対応できなくなってしまうことがあるのはわかる。自分は生後 6 か月で分離されたので、実家族の状況の影響を受けなかった。兄は父からの身体的虐待や母の精神的な不安定さの影響を受けていたので、複数の里親家庭を転々としていた。

—実母との関係について

一度も同じ屋根の下で暮らしたこともなければ、自分の世話をしてくれていないのどうして家族と呼ばれるのかわからなかった。母親は精神的に不安定で、自分をいつまでも小さい子どものように扱い、「ちゃんとご飯を食べているの?」「ちゃんと眠っているの?」など同じことしか質問しなかったし、とても頻繁に里親宅に電話をしてきた。

誰も母親に精神疾患があることをきちんと説明してくれなかったが、母親は薬をたくさん服薬していた。少しの変化にも敏感に反応し、すぐにパニックになって、とても頻繁に電話をしてきた。なので、母には私の連絡先は渡したくない。電話を拒否したりすると余計にひどくなるので、対応していたらとても消耗する。この 1 年は母とは連絡していない。母に今さら何を言ったらいいのかわからない。

母のことを心配していないわけではないのだが、どのように対応したらいいのかわからない。電話をすれば喜ぶのはわかっているので、連絡をしない自分に罪悪感をもっている。電話をしなくてはならないと義務感に駆られてかけるのではなく、電話したいからかけるというようにしたい。自分にとって正しいと感じることをしたい。母親に対応するのは自分にとってエネルギーを必要とすることなので、悪いと感じながらも電話をすることは躊躇する。

私を産んでくれたことに母には感謝している。また、母が精神的に病気だったことで、状況がうまくわからないからこそ、気持ちがまだ楽だったこともあったかもしれない。母はなぜ私が里親にいるのかもわかっていないようだったし、私が成長していくこともわかっていなかった。彼女が私をいつまでも小さい子のように扱うのも、彼女が病気だとわかっているからこそ、対応することができた。自分のいるべきところ、他の人との関係について、里親が「本当はそうであるべき役割」を示す「道しるべ」だった。本来の関係性はどうかあるべきかを示してくれた。

—里親ケアにいる間に受けたサービスや支援について

実家族との面会に関しては、全然役立ったことは何もない。「彼女はあなたの実の母親なので、あなたは会わなければならない」と言われてもなぜそうしなければいけないのかわからなかった。一度も実母とは一緒に暮らしたことがない。一緒にいたのは 6 か月間だけである。全く理解できなかった。面会しなければいけないと言われたから従っただけで、それが他の誰との面会でも変わらなかった。きちんとなぜ会わなくてはいけないのか納得のいくように説明してほしい。「彼女はあなたのお母さんだから」という答えしかなか

った。

子どもの支援者にはもっと子どもの意見を聞いてほしい。判事やソーシャルワーカーは子どもが実家族と会いたくないと言う時はその希望を考慮に入れてほしい。「会いたくない」といったら「どうしてそんなことを言うの？」と責めないでほしい。自分たちの「家族とはこうあるべき」という考えを押し付けないでほしい。もし父親がいたら、私は父親にも会わなければいけなかったと思う。

でも、母との面会をやめる選択を与えられていたとしても、面会は続けていたと思う。子どもたちを取り上げられて、独りぼっちでいる母をかわいそうに思った。だけれど、自分が会いたいときにだけ、お母さんのためにだけ会いたかった。「あなたのお母さんだから」という理由で無理やり会わされるのは嫌だった。それは私にとっては十分な理由ではなかった。無理やり面会したのではなければ、自分から会いたいときだけの面会ならば、あんなに気まずいものにならなかったかもしれない。

児童保護サービスに関わることはできるだけ拒否していた。私は協力的ではなかったと思う。自分にとってソーシャルワーカーは「里親家庭が自分の家庭じゃない」ということを思い出させる人だったので嫌だった。里親との関係に行き詰まった時に、ワーカーに頼んで、特別に寄宿学校に入学させてもらった。16-18歳は寄宿学校で暮らしたので、里親と週末だけ会う関係になり、距離が取れたことで落ち着いた。あの時間は必要だった。でも未だに、いい子にしていないと里親との関係が切れてしまうという恐怖感はある。

里親を家族だと思っているし、必要な時は里親を頼るけれど、法的な関係はいらない。養子縁組を結んでしまうと実母に悪いと思う。実母は自分が娘であることを拠り所としているのだから、それを奪ってしまうのはとてもひどいことだと思う。それに・・・苗字を変えるのは大きなことだと思う。父方の苗字を今も名乗っている。兄2人も父方の苗字を名乗っている。自分の名前は自分が何者かを表すものの1つであるので、いまさら苗字を変えたくない。

—自分にとって家族とは？

フランスでは、「実家族は血のつながった家族なのだから関係を継続させなければならない」と言われるが、一人ひとりが独自の「家族とは何か」の定義を持っている。自分の兄についても同じだ。「兄」であることはわかるし、「血縁がある」こともわかるがそれ以上でもそれ以下でもない。冷たいかもしれないがそれが本音である。書類上、血縁があると示されているからといって、家族のフリをする必要はないと思う。

だからと言って、私は一度も実母のことを自分の母親だと自分に思い込ませようとしたことはないし、その期待をしたことはない。他の人は決して理解できないみたいだ。「どうして？あなたのお母さんなのに？」「違う、彼女はお母さんではないから」と言うと周りの人は私のことを冷たいと感じるみたいだ。同じように感じている人がいるかどうかはわからないけれど・・・

2) ユースB. 20歳

—実家族との関係について

パリ生まれで現在、法律学校の4年生である。生まれた直後から児童保護サービスの元で育つ。父母共に中東出身。4人のきょうだいがいる。上の2人は年齢が離れているため、一番上は当時すでに18歳を超えていたため、保護されず、2番目の兄は16歳だったのでヤングアダルトとしてのサービスに措置された。一番近い2人のきょうだいとは同じ事業所が担当したが、全員違う里親家庭に措置された。一番年齢が近い兄で7歳の違いがある年齢の離れたきょうだいである。私(B)は生まれて直後に乳児院に3年間入所した。同じ敷地内の施設に一番近い2人の兄が入所していたが、私が3歳になった時に、里親家庭に措置されて、きょうだいがバラバラになった。それ以降、私はきょうだいの誰とも一緒に生活したことはない。

一番上の姉は初めの10年間はまったく私のことを気にかけおらず、会いにも来なかった。2番目の兄とは多分1年に1回くらいは交流があったと思う。今では2人とも2年に1回くらい交流する。上の2人はあまり私のことは気にかけていないように思う。年の近い2人の兄とはもっと頻繁に交流はあった。特に一番年の近い兄については、同じ事務所のケースだったので、ソーシャルワーカーにとって交流を計画しやすかったようだった。

私たちが児童保護サービスのもとで暮らすことになったのはすべて父のせいだと思っている。小さいころは1年に1回くらい、誕生日などの特別な機会に面会することはあったが、他のきょうだいと一緒にでの面会で、父親と私だけで面会したことはないし父とはあまり話をしたことはない。自分が10歳になった時に父との面会はなくなった。きょうだいと父はいつも仲が悪く、面会でも口論ばかりしていたのできょうだいと父と面会をしなくなったためだと思う。きょうだいと面会をしなくなると、自然と自分との面会もなくなった。そのうち父は癌を患ったので面会自体が難しくなってしまった。今、父がどこにいるのか、何をしているのかは知らない。

両親は自分が生まれたときには別居していて、その後離婚した。母親は私以外のきょうだいとは良い関係を持っている。母親は私を出産した後、うつを患い、私への養育を拒否したため、私は措置されることになった。いったんは引き離されたが、事業所は母親との関係を再構築しようと、毎週末と休暇中の面会が行われた。だが、母親は私に対して復讐をしているかのように私のことを拒否した。9歳になった時に、私が判事に母親がつらく当たったことを訴えたため、いったん面会が中止された。だが3年後、また面会が再開された。面会は担当のソーシャルワーカーの事務所で1時間ほどだった。自分にとって母親に会うことがとてもつらく、とても腹が立っていた。それでもソーシャルワーカーは「あなたとお母さんとの関係を構築しなくてはいけないから」と繰り返すだけだった。そのうちに担当のソーシャルワーカーが変わったため、新しいソーシャルワーカーにどうして自分が母親と面会したくないかを説明して取りやめてもらった。母親には会いたくなかった。自分にとって実母は何の意味ももたない人だった。

今でも実母に対して一応連絡は取っている。実母に対して連絡を取るの、きょうだいは母親に対して自分とは違う関係を持っており、きょうだいが私に母親に連絡を取るよう促すからだ。姉は「外国に行くのであれば、行く前に母親に電話をして」と頼んだり、「一度訪問してあげて」と頼んだりしてきた。今ならば母親を訪問したり連絡をしたりしてもかまわないと感じる。もう小さいころのように母親に対しての怒りはなく、正直、母親のことをかわいそうに思う。

母親に対して怒りからかわいそうに思う感情に変化した理由は、成長して、子どもが取り上げられたことは母親にとってとてもつらいことだったとわかったからだと思う。それに、彼女のせいではなく、父親のせいだったということも、また母親が精神を患っているということもわかってきたから。だけど、母親は私に対して一度も謝ったことはないし、何かをしてくれたわけでもない。私が母親に会うことで彼女を喜ばせるのであれば、会ってあげてもいいと思う。でも、絶対に一人で会うのはいやだ。今でもきょうだいと一緒になければ母親には会わない。

母親は今では私のことをとても誇りに思っているのを感じる。学業も優秀で成功しているから。だけど、もしも私がタトゥーを体中に入れて、路上で薬物中毒になっていたりしたら、全然関係は違ったと思う。彼女が私に好意を持ってくれたのは、私が頑張ったからであって、母親は私との関係を良好にするために、何の努力もしていない。

—社会的養育サービスでの経験について

私は里親ケアには恵まれなかった。3-15歳までは同じ里親にいたが、15歳の時に里親家庭で起こったことをワーカーに告発したので、里親家庭を去ることになった。私の里親家庭について、兄が私の代わりにソーシャルワーカーに告発してくれていたが、ワーカーは直接は何もせず、私を11歳の時に寄宿制の学校に入学させた。そうすることで里親から離れる時間を作って私を守ろうとしたみたいだ。結果的に寄宿制の学校に行けたことはとてもよかった。15歳の時に、私自身が里親家族のことを告発するまでの間、週末のみを里親家庭で過ごした。結局のところ、それぞれ地域の違う3校に転校することになった。

15歳以降は平日は学校の寮で過ごして、週末になると違う里親家庭を転々とした。毎週木曜日にワーカーが電話をしてきて、その週末に行く里親家庭の住所を私に伝える。毎週末、知らない家族のところで過ごした。まるで私は週末ごとに輸送されている荷物になった気分だった。

最終的に長期的に預かってくれる里親が見つかり、1年間その里親のところで過ごした。高校の最後の1年間は自立援助プログラムに参加した。フランスでは16—21歳はヤングアダルトとし子ども私自身の希望で自立援助プログラムに参加契約を結ぶことができた。私は17歳から参加し、初めの6か月間はホテルで週末と休暇中は過ごした。そのホテルはとてもひどい状態のホテルだったが、そのあとは小さなアパートで生活することになり、今年の1月まで3年間そのアパートで生活した。今年の1月に6か月間、留学するために一

且、荷物を友達の家に預けてアパートを退去した。帰国してからはその友達のところに居候している。今年中に仕事を見つけることが学校のプログラム修了の条件となっているが、なかなか見つからない。仕事が見つからないので住居も確保できないという状況である。他人の家にお世話になっている状態なので、早く抜け出したい。今も担当のソーシャルワーカーはついているが、あと2か月で21歳になるので、児童保護サービスの支援の対象からは外れてしまうことになり、そんな短期間の間の支援をワーカーはしたがらない。

—社会的養護サービスにのぞむこと

自分にとって最も大きな困難は精神的な安定である。自分の人生の中にいつもたくさんの人が出たり入ったりして常に流動的だった。それによって、自分がとても影響を受けていると感じる。

最も安定した関係を持ちたかった（持ちたい）人たちは私のきょうだいたちだった。親に対しては何の期待もしていないけれど、きょうだいたちには助けてほしかった。きょうだいだけれども一緒に暮らしたことがないので、お互いに未だにどうしたらいいのかわからない。私たちきょうだいは今では3~4か月に1回しか会わない。全員近くに住んでいるのに。事業所はきょうだいと私の間の面会も設定しようとしてくれていた。でも十分ではなかった。子どもにとってきょうだいだけが唯一の家族である場合、事業所はその対応を慎重にしてほしかった。まずは、きょうだいをバラバラに措置したのは間違いだと思う。同じ事業所のケースなのに、どうして別々の里親家庭に措置したのか？フェアじゃないと思う。

きょうだいだけの面会は1か月に1回2時間行われたただけだった。それは十分じゃなかった。学校も違うし、携帯も持っていなかったので連絡もとれなかった。私にはきょうだいが家族だったのに、関係を築くような機会をもらえなかった。

ワーカーは仕事でやっているだけで、お金のために人を支援している。15歳の時、今までいた里親ケアを去る時に、唯一頼りにできたのはソーシャルワーカーだった。全く知らない他の土地に行かなくてはならなかったのも、本当に彼女だけが自分の頼れる人だった。結局、新しい土地にやってきて事業所が変わり、担当が変わると、ワーカーは一切連絡をくれなくなった。今まで自分のことを世話してくれていた人が自分のことを何とも思っていないと分かった時は本当に傷ついた。

社会的養護にいる子どもたちはみんな「変わらない安定した誰か」を求めていると思う。ゴッドマザーみたいな人。ゴッドマザーを社会的養護にいる子どもたちにあてがう事業所があると聞いているがとてもよいアイデアだと思う。社会的養護にいるすべての子ども、特に実親と安定した関係を持つことができない子どもたちにとって、自分たちがどこに行ってもずっと続くような関係、特に児童保護サービスで勤務している専門支援職とは別の立場の人と持つことができるのはとても大切なことだと思う。

子どもに対する重要な意思決定についてはもっと慎重になってほしい。きちんと子どもに説明し、子どもの意見を聞いてほしい。子どもが話すのを嫌がったり、ためらったりし

たら、専門家として工夫を凝らして聞き出すようにしてほしい。映画に連れて行ったりして、本当のことを言えるような信頼関係を子どもと作って、子どもが話せる環境を作ってほしい。子どもが何も言わないから「すべてよし」ではないことをきちんとわかっておいてほしい。

私は子どもの権利条約の第12条意見表明権に対する論文を書いた。私にとってはこの条文はとても重要である。子どもが小さいからといって意見を聞かないというのはおかしい。特に社会的養護のもとにいる子どもは他の子どもよりもたくさん言いたいことを持っているし、早く成長することを強いられている。それなのに、まだ小さいからといって意見を聞かないのはおかしい。里親や施設に子どもが預けられるときに、子どもがきちんとわかるような言葉でしっかりと説明してほしい。1つの選択肢だけではなく、いくつかの選択肢を準備して、ちゃんとそれぞれの選択肢について選んだらどうなるのかについてていねいに説明してほしい。そして子どもに選ばせてほしい。「あなたがこれに同意したらどうなるのか？」について1つひとつきちんと説明すべきだ。例えば、私の里親家庭の場合、長い間その里親家庭から離れたいと訴えたかったが、その里親家庭から離れたらどうなるか私にはわからなくてそれを伝えるのにとっても勇気が必要だった。他にどんな選択肢があるのかをきちんと説明してくれなかった。この里親家庭を離れたらどこに行くのかわからない状態であれば、たとえひどい状況であったとしてもその状況にいることを選んでしまう。私はまだ小さくて、これ以上自分の生活が悪くなるリスクを冒したくなかった。例えば、新しい選択肢を選んだらその後、きちんとどうなるか説明をして、選んでも大丈夫だと子どもに思わせてやってほしい。ワーカーは親や里親の話はきちんと聴き説明するのに、子どもに対して話すことを一番おざなりにしてしまっているような気がする。

そして、子どもに教育を提供してほしい。教育は子どもにとってとても大切なことである。私はどんなに困難な状況にあっても、学業において成功することは可能だということを証明し続けた。ずっと自分の置かれている境遇と戦い続けた。私と同じ状況にいる子どもはたくさんいるけれど、私はその子たちに学業で成功することは可能だということを示したい。私ができるのだから他の子どもたちにもできるはずである。よい親に恵まれなかった。よい家族に恵まれなかった。児童保護サービスを受けている・・・でもそれらをきちんと受け入れなくてはならない。それは一人ひとりに与えられた人生だから、嘆いても仕方がない。自分の将来に関わることであり、ワーカーの将来ではない。子どもが自分自身の人生は自分で面倒をみなくてはならないと思えるように、そして望むだけの教育の機会を与えてほしい。

私が望んだ選択ではなかったが、システムが決めた判断で一番私の役に立ったのは寄宿舎制の学校だった。学校では私は他の生徒と同じだった。特別な生い立ちについては他の生徒は知らなかったし、寮生活の中では知られることもなかった。

私のことを嫌う人がいる。社会的養護のもとで育ったユースが持つ問題から利益を生もうとする人たちがいる。困難な生い立ちを持っているから成功できないと思いつくような

メンタリティが私は大嫌いだ。私は自分の人生の21年間社会的養護と児童保護サービスの
中で生きてきた。だからこそ、たくさん意見もあるし、言いたいこともある。

—児童保護サービスにおける実家族との関係に対する支援

私のケースでは児童保護サービスは実母に何が起きているかをきちんと見極めること
ができなかった。私のきょうだいたちも母親に何が起っていたかを知っていた。でもき
ょうだいはとても小さかったし、うまく説明もできなかったと思う。だけど、きょうだい
たちは私のことを守れなかったことに対して罪悪感を覚えている。それが私たちきょうだ
いの間の関係を複雑なものにしている。

例えば、母親が面会時に私の頭を殴ってけがをさせたことがあった。母親はそのケガに
対して、私が階段から落ちたと嘘をついた。ワーカーはそれに対してなんの調査もしな
かった。とても不自然な説明だったのに。私に対して本当は何があったかを尋ねることをし
なかった。私が判事に対して説明しなければ、私は最終的に母親の元に戻されていたと思
うが、そんなことになったら、私は死んでしまっていた。児童保護システムはたくさんの
間違いを私のケースに対して起こしたと思う。判事に伝えたことで、面会はいったん中止
になったが、私にちゃんと母親に対しての気持ちを聴いてほしかった。私が面会をやめた
いと言っても、事業所はやめようとせず面会を継続させた。

私の意見では、実親であったとしても関係が修復できないようなケース、子どもが傷つ
くようなケースに関しては面会を中止するべきだと思う。フランスでは実家族の関係を継
続させることを重視しているが、それは子どもにとっては有害になりうると思う。なにが
なんでも関係を維持しようとすることで、子どもは混乱し、自分自身の学業に集中できな
くなってしまう。面会を続けることで、子どもは怒りを持ち、生活に支障をきたす。子ど
もにとって有害だと思う。

もしも子どもが12, 13歳になって、面会中に親と会話もないようならば、無理に面会を
続けるのではなくて、学業に専念できるように面会を中止するべきだ。子どもが18歳にな
った時、自分自身の人生のために何もしていなかったら子どもには何も残らないのだから。
すべての子どもが親と暮らすわけでもないし、いつかは自立が必要となるのだから、社会
的養護にいる子どもたちには自らで自分の人生を切り開けるように、自分自身のことに集
中できるように支援するべきだ。もちろん、親が子どものことを思っているのにかかわら
ず、養育に必要な物質的な資源を持っていない場合であれば、児童保護サービスは子ども
たちが実親のもとに戻れるような支援をできる限り与えるべきだ。子どもにとって親はと
ても大切な存在であることはわかっている。私は、自分自身が実親との関係が欠如したま
まになってしまっていることはわかる。それは私の中で人間として欠如した部分となって
これからの人間関係に影響を与えるかもしれない。無条件で自分のことを愛してくれて受
け入れてくれる相手、何を言っても何をしても大丈夫と安心できる相手がいることはとて
も重要である。その経験をしたかった。

ソーシャルワーカーは一つ一つのケースに対して、家族間の関係性を構築することが可能かどうかを注意深く分析する必要がある。でも多くの場合は不可能である。フランスにおいて社会的養護に18歳までいるケースの数と親の元に家庭復帰したケースの数を比べると多くの差があるのを見れば不可能なケースが大変多い事がわかると思う。そんな場合はゴッドマザーのような実家族以外にそんな関係性を作れるような試みも大切である。

—自分にとって家族とは？

私にとって家族は血がつながっていることではない。家族は互いに思いやり、互いに困った時に助け合いそしてお互いを大切に思っている人たちだと思う。信頼をしている人たちで、いつでも自分の味方をしてくれるとわかっている人たちだと思う。そういう人たちこそが家族である。

児童保護サービスの下にいる子どもの中にはゴッドマザーの制度や里親がそういう人になる可能性はあると思う。事業所の中には里親に子どもと距離を取るように言うところもあるが、それは良くないと思う。ワーカーも子どもにとって家族に近い存在になれるかもしれないが、慎重にしなければいけない。子どもの人生から去らなくてはならない人なのだから、子どもがワーカーとの関係だけに集中しないように気を付けなくてはならない。そうでないと、子どもが傷つくことになる。ワーカーは子どもが自分以外の他の大人とも信頼関係を持てるように促しておく必要がある。子どもの人生からワーカーが去らなくてはならないときに、代わりになってくれるような大人の存在を準備しておく必要がある。

フランスの養子縁組制度は問題だと思う。私の母親は生きていたし、親権をあきらめようとしなかったのだから、私は養子縁組の対象にはならなかった。新法では、数年間、親が子どもに対して交流がなかったり、拒否していたりする場合は、養子縁組が可能になるとされている。時々、自分が養子縁組されていたらどうだったろうか？と思うことはある。養子縁組されていたら、自分の家族と呼べる存在ができていたのではないかと。これは里親とは違う。里親は仕事として里親をしている。里親の実子と里子である自分の違いもよくわかる。でも、養子縁組だと本当の家族になる。それは子どもにとって大きな「安心 (security)」になると思う。法的にも自分がちゃんと養子縁組されて家族の一部であることが書類に示されることになるのは大きい。

フランスでは養子縁組成立させることはとても難しい。多くの方が不妊のために、養子縁組をしたいと望んでいて、社会的養護には多くの子どもたちがいるのに、なぜ難しくするのだろうと思う。児童保護サービスに関わった子どもたちの多くは18歳まで社会的養護で暮らし、人間ではなくケースファイルのように扱われている。どうしてなのか？どうして養子縁組がそんなに難しいのか？子どもを養育することができない、する気がない親ならば、小さなときに養子縁組させた方が、政府もお金を節約できると思う。

児童保護サービスは社会的養護ケースをきちんと一時的なものとそうでないものに分けるべきである。里親ケアは一時的なものにすぎない。18歳まで子どもたちが社会的養護に

て育つことは受け入れがたい事である。なぜ養子縁組の対象としないのか？親が欲しい子どもと子どもが欲しい親とどちらも幸せにできるのに。もしも親が養育を拒否している又は子どもに危害を及ぼしているのであれば、子どもに対する親権は取り上げるべきだと思う。そして養子縁組の対象とすべきだ。特に小さな子どもであればなおさらだ。15歳や16歳の子どもであれば数年間だけ社会的養護の元に暮らすのはわかるが・・・

私が思うに、フランスの児童保護システムは親の方を子どもより重視している。システムは親が子どもを取り戻せるために精一杯のことをするが、子どものためになるようなことはそこまですない。本当にばかばかしい。子どもが親の元に帰りたくないのであれば、返すべきではない。それが可能であったとしても。親が改善したといったとしても、子どもが帰りたくないのであれば子どもの意見を尊重すべきだ。子どもが養子縁組をしてほしいというならば、その希望を聴くべきだ。フランスでは養子縁組と児童保護は違う裁判所システムなのも必ずしも家族が必要な子どもが養子縁組されていない原因なのだろうが…

否定的なことばかり話をしたけれど、全体的には児童保護サービスに感謝をしている。サマーキャンプに参加したり、寄宿舎制の私立の学校に行けたり、乗馬をしたり、楽器を弾いたりできたことは感謝している。今の自分がここにいるのは児童保護サービスのおかげだと思っている。フランスに児童保護システムがあるのはとても感謝している。他の国には児童保護システムがないところもあるので、そう考えるとラッキーだと思うが、フランスの制度だけ見ると改善すべき点がたくさんある。いつも守ってもらえたかというそうではないけれど、いつだって寝るところはあったし、飢えたりもしなかった。貧しい地域に暮らす子どもたちは私が提供されたようなものを持っていない。休暇にも出かけられないし、課外活動に参加できないし、私たちが持っているほどの洋服もっていない。

今参加している当事者団体はシステムの批判ばかりをマスコミの前でするけれど、私は賛成しない。このシステムがなかったら助からなかった子どももたくさんいると思う。たくさん問題もあるし、改善しなくてはいけないけれど、不利益を被っている子どもたちに他の子どもと同じように暮らすチャンスを与えてくれているのが児童保護システムだと思う。政治家の人に提言するとしても、まずはこのシステムが自分に与えてくれたことに感謝して、それから改善すべき点について話すようにしている。いろいろとつらいこともあったけれど、お世話になった事業所に1年に1回は訪れている。私にとっては育ててくれた家のようなものだから。

2. 9月12日 元児童保護サービスを受けていた母親とのカジュアルインタビュー調査 MECS, SERAD, 30 Boulevard Saint-Symphorien, 57050 Longeville-lès-Metz

昨年度訪問した Metz 市にあるアソシエーションの CMSEA の在宅保護プログラム SERAD の10周年記念のピクニックが行われるとのことで、ディレクターの Jérôme Valente 氏より

招待を受けて参加した。今まで SERAD に参加した家族も招待されているので、その場で本人に同意さえ取れば、カジュアルなインタビューを実施してもかまわないとのことだった。

インタビューに同意してくれた女性は 40 代くらいで、ヤングアダルトの息子 2 人とピクニックに参加していた。Valente 氏が間に入って、調査の趣旨を説明し同意を取ってくださり、インタビューを行えることとなった。

父親が虐待者で、母親は健康上の問題を持っている。3 人の男児がいる。父親は別居したが、2 人は初めは AEMO そして SERAD（現在は 21 歳と 19 歳）に措置された、その時は週 3 日は実家に戻る。現在は 2 人ともヤングアダルトの就職訓練のプログラムにいる。最も年少の子ども（現在 15 歳、現在も施設に入所中）は施設に措置された。今は職業訓練コースの高校にいる。母親が離婚した当時は一番上の子どもが 10 歳で一番下が 4 歳だった。母親は通院することもままならなかったので、子どもたちは児童保護サービスを受けることになった。SERAD に措置され週 3 日と週末には子どもたちと過ごせたことで、母親は動機付けられた。ただ、送迎等に時間がとられるため仕事を辞めなくてはならなかった。子どもたちが週 3 日家にいないことで、自分のための時間がとれ、治療に専念でき、祖母の介護の時間も取れた。今は上の 2 人が同居しているので、自分の時間が取れないのが悩みだ。ASE が三男の子どもの施設入所を決めた。理由は住居には 2 部屋しかなく、3 人の男児は喧嘩ばかりしていたから。その判断について母親はとてもショックを受けた。三男は週末と休暇に帰宅する。もっと三男とは時間を過ごしたい。家族はもともと親密だった。週末にはバスが 1 時間に 1 本しかなく、日曜の 18 時には施設に三男を送り届けなくてはならないため、結局はあまり時間を一緒に過ごせない。

学校からの PTA や面談などはすべて母親が出席する。欠席したことはないし、親の義務をきちんと果たしている。

児童保護サービス（SERAD）に毎日のように訪問されて、毎日見張られているようでとてもストレスだった。特に時間通りに訪問されないのがとても困った。テーブルの周りに家族が座って、子どもの宿題や様子について話し合った。子ども 1 人ひとり担当のワーカーが別々に来るのでとても面倒だった。

学校が始まったので、ワーカーが一人ひとりの子どもたちのための PTA の行事や面談に参加できない。代わりに母親が学校関係の行事に出席し、三男を施設まで送迎する。それをする代わりに来週、母親の誕生日に三男が外泊することをリクエストして特別に認めてもらった。家族みんなでボーリングに行く予定である。長男はもうすぐ家から出て自立する予定である。とても賢い子である。次男も自分のことは自分でできるので、母親は少し楽になる。

3. 9 月 13 日 研究協力者 Flora Bolter 氏によるブリーフィングインタビュー調査

パリ市内の Flora Bolter 氏の自宅において行われた。今までのインタビュー調査の中で明確ではないこと、詳細について知りたいことについてブリーフィングを行った。

—県の機関であるCRIPが行うことは何か？

CRIPは司法機関からの通報も受理する（ことになっている）。県にある情報アセスメント機関。多職種チームによってアセスメントされる。そのうえで、司法的介入とするか、福祉的介入とするかを判断する。CRIPのアセスメント期間は3か月以上かかることがあるし、情報収集に時間がかかることもある。状態がそこまで重篤なものではない場合は数日間で判断されることもある。例えば、病院が虐待の疑いのある子どもを見つけたとする。病院は情報をCRIPに送る。病院は司法システムにも同時に情報を送るので、司法的介入の方が迅速に行われることになる。緊急ケースでなければCRIPが情報を収集しアセスメントすることになる。CRIPで扱うケースは膨大で時間がかかることが大半である。

県によってCRIPの判断基準が違うのだが部外秘になっていることが多い。ONPE（国立児童保護データセンター）は少なくとも県ごとのCRIPの判断基準の違いを比較するようなデータを持ってはいない。県によって、児童保護ケースにおける福祉的介入と司法的介入の割合や家庭外措置と在宅支援の割合にも差がある。ある県においてはほとんどのケースが家庭外措置になっている。それはソーシャルワーカーの数が足りないため、在宅支援を行えないからである。その県はたくさん施設がある。反対に施設が全くない県もある。

必ずしも在宅支援が多い事がいい事にはならない。ケースによって違う。子どもの安全確保のためには家庭外措置は必要であると思う。

緊急保護はある。Placement order というものがあり、緊急ケースに発効される。緊急保護処置は数日間のみ有効であり、検事(prosecutor) により発効される。その後は判事の判断となる。一時的な措置であるため、判事によって事後承認される必要がある。

県による比較では、2018年9月のデータは県によって家庭外措置の割合は4倍もの幅がある。

—フランスの児童保護サービス下の支援について

SERADは在宅支援は在宅保護と呼ばれるもので、執行猶予付きの在宅保護のようなものである。ONPEの2018年のデータでは全フランスの子ども人口の1.1%の子どもが在宅支援、1.03%の子どもが家庭外措置されている。児童保護の子どもの割合は48.3%家庭外措置、51.7%在宅支援となっている。正確な数値データはないが、司法的介入の割合の方が高い傾向にある。SERADは革新的なタイプのサービスで、集中的かつ司法的介入における在宅措置である。もしSERADのケースに何かリスクが認められれば、家庭外措置になる。milieu ouvert（開放的支援）が在宅支援の一般的な形で、在宅支援にはAEMO

(司法的介入)とAED(福祉的介入)がある。

家庭外措置は実家族に対する支援がきちんと提供され、家族再統合が系統立てて行われている場合は有効だと思う。ケアリーバーに対する調査でも、家族再統合により実家庭が改善されたことに良い評価をするケアリーバーもいるし、不満足なケアリーバーもいる。子どもと実親の声を両方を聴いて、家族で同じ建物に移り住み、ワーカーが家族ごと支援を提供しながら共同生活するような形の予防的プログラムもあり、効果を示している。これは暴力を伴っていないケースのみ対象となる。暴力を伴うケースについては介入になる。Maison de famille はいろいろなスタイルがあり、入所型でなく通所型のものもある。

—児童保護サービスとユニバーサルサービス、予防的サービスの考え方

児童保護システムが対象とするのは特定のケースであり、特定のニーズに対する限定された期間内での対応がある。家族支援は社会的な普遍的な全体的サービスに含まれるが、児童保護サービスはその対象よりもっと特定の限定された集団にのみ提供されるものとなる。子どもに対しては多くの対象を限定しないユニバーサルなサービスがある。乳児健診はユニバーサルサービスであり、とても予防的に効果があるが、有志のサービスである。

フランスではユニバーサルなサービス(全体的なサービス)を何かより悪いことが起きることを予防するための手段として見ていない。よいサービスなので、すべての人に与えるという考えのもと行っている。一次的予防の意図はない。

予防的サービスとは何かというのはとても興味深い質問だ。フランスでは全体的なサービスと児童保護サービスの間には大きなギャップがみられる。全体的なサービスは社会的な投資であり、予防ではないという考え方から来ている。全体的なサービスはフランス国民全員に与えられる。PMI(母子保健サービス)は全体的なサービス、教育も全体的なサービスである。児童保護サービスのみが特定の対象に絞ってサービスが提供されるシステムとなっている。そのためにどうしても問題が起こってから対応となってしまう後手に回ってしまう。結局三次的予防になってしまう。本来ならば、ある脆弱性が見られた時点でそれ以上悪化しないように、ある程度絞った対象に向けてサービスが提供される二次的予防サービスが必要なのだが、そこが抜け落ちている状態になっている。

2007年法は少年犯罪防止法が国会を通過したのと同じ日に制定された。少年犯罪法は都的の少年に対する法律であった。犯罪予防のための介入措置と児童虐待予防の役割について混乱があった。ソーシャルワーカーの中には「児童保護の対象となる子どもに対して少年犯罪を起こすことを想定して対応するのはおかしい!」と反発する人達もいた。特定の対象に対して行う予防サービスがフランスには皆無であることが問題だと思う。6歳—12歳の子どもと親に対する早期介入はある。

PMIは完全にオープンなサービスである。いつでもだれでも来てもいい代わりに、PMIから来所のアポに呼ばれることはない。PMIは情報を収集することができるが、PMIから「あなたにはサービスが必要です」と家族に介入することはできない。PMIは

情報を持ち、スクリーニングをすることはできるが、介入すべきような事態が起こるまでは強くサービスの必要性を家族に働きかけるようなことはできない。児童保護サービスとは違う。とても複雑な状況である。

必須の乳幼児健診はある。成長発達チェックのためのチャートはあるが、心理社会的なスクリーニングシートは使わない。子どもの発達遅滞を見つけることを目的にチャートが使われる。乳幼児家庭訪問もあり、母親を対象に行われる。母親の健康状態を系統的にアセスメントするようなことはしない。強い懸念が感じられる場合にのみ、PMIは児童保護サービスに通告し、児童保護サービス対象ケースとして訪問し、母親の精神状態などをスクリーニングすることがある。PMIは母親の異変を察知することはできるが、スクリーニングの機能を持つことはできない。

PMIには出産前訪問もある。家庭の準備状況をチェックし、必要な支援につなぐのが目的である。もしも、親が強く訪問を拒否すると、CRIP（県の児童保護情報収集センター）に「心配な家庭」として情報が送られる。CRIPから子どもが出生後、訪問がある。しかし、現在では出生直後に子どもが分離されることはまれである。以前はたくさんあったが、今は道徳的に正しくないとされている。親がアルコール依存、重度の精神疾患、薬物依存の場合は、子どもを社会的養護に預けることを強く促されるが強制的に分離されることは今ではほぼない。強制的にサービスを受け入れることを強いられないが、強く受け入れることを求められる。出産前の母親に対しては司法的介入を行うことはできない。子どもは司法的介入となるが、母親が出産する権利は妨げられることはない。フランスでは決定論（Determinism）に対する強い抵抗がある。与えられた運命に対して人はそれに抗う権利があると信じられている。フランスでは人々の自由に対して制限をかける権限があるのは判事のみである。これだけ司法的介入ケースが多いのは、親の意思に反して介入する必要のある緊急ケースが多いからである。在宅支援の場合は、親は自分たちがフェアなやり方ではなく児童保護の対象とされていると訴える。エドューケーターが毎週1回訪問して子どもに対して支援をしても、残りの6日間、親がエドューケーターの支援とは反対のような対応を子どもにしたとしたら何にもならない。自傷他傷にかかわる問題は司法的介入なくその場で制限をかけることができるが、判事からの命令が後から発効されなくてはならない。アメリカ合衆国では、胎児に対する虐待も認められるが、フランスでは胎児に対する虐待は認められない。子どもが成長して、母親の対応により障がい認められた場合は児童保護ケースとなるが、基本的には妊婦に対して胎児の利益のために強制的な介入を行うことはできない。妊婦が飲酒しているのをとがめることはできない。介入は妊婦自身が求めるものでなければならない。自殺企図や過剰摂取などの極端に介入が必要となる状態でない限りは本人の意思が必要である。

胎児の薬物依存に関して、又は以前に親権はく奪や死亡ケースされているようなケースであっても、出産直後に子どもを親子分離することはできない。子どもに危害が及ぶことがきちんと証明されるまでは、介入されることはないし、親子分離されることはない。2000

年初めまではそういうこともあった。例えば、母親が出産したが、養育ができる能力が著しく低いと考えられる場合、母親が親権を放棄しても子どもが受け入れてもらえる先を準備することはあるが、母親の同意が必要となる。匿名出産の場合は、母親は匿名性を選ぶこともでき、出産前からソーシャルワーカーがその準備をすることとなる。

—匿名出産の場合、子どもの出自を知る権利は保障されるのか？

子どもの出自を知る権利の保障の法制化（1996）によって子どもに関わる出生歴（なぜ親権をあきらめたか等の大まかな情報）、子どもの遺伝上の健康にかかわる情報などを子どもが特定の年齢になった時に開示できるようにはなったが、母親を特定できるような個人情報を残すことは義務化されていない。個人を特定できる情報を残すことは勧められてはいるが、たとえ残しても子どもが望まない限りは開示されることはない。子どもが開示請求を行った時点で母親に承諾を尋ねることになっている。その時に母親が見つからなかったときは、ヨーロッパ人権裁判所は子どもの出自を知る権利を守るために、匿名出産自体を廃止しようとする動きもある。ただ、フランスの場合は、子どもの出自を知る権利に対する配慮もされているために、ヨーロッパ裁判所の勧告の対象とはされていない。母親側の事情も守るために（例えばレイプによる出産など）、匿名出産の制度は守られるべきだと考えられている。匿名出産の制度によって守られる命もある。

—養親による真実告知以外に子どもが自分は匿名出産によって生まれた子どもだと知る方法はあるのか？

フランスの出生届のようなものには、法的な親しか記載されていない。生物的な親の名前はない。原本の欄外には、養子縁組と記載されている。以前は養子が原本を手に入れるためには、養親の同意が必要だったが、今はすべての子どもが入手可能である。養親の同意なく子どもに真実を提供する責任を避けたかったからだと思うが、現在ではこの考え方からは離れてきている。子どもは自分が養子であることは知っているし、市の公務員は書類の開示請求を妨害することはできない。匿名出産による養子縁組については書類の原本においても生物上の親の記載はない。養子縁組が法的に成立した時点で原本は新しいものに差し替えられる。出産に関する書類の差し替え前の原本について知りたければ、支援団体を通してたどり着くことも可能ではあるが、そこに記載されていない場合もあり、児童保護サービスの手続き書類を取り寄せての作業となる。また、匿名出産を希望していたとしても、出産後2か月間は母親は親権放棄を取り下げることも可能である。匿名出産を覆して子どもを引き取った母親は虐待を行う率が高いとも言われている。これらの母親に対しては義務的に集中的介入を提供することも考えられているが、強制的に従わせることはできない。

—匿名出産をするための手続き

病院のソーシャルワーカーに申請すると、行政との手続きを行ってくれる。母親に対してはカウンセリングが提供される。母親の気が変わった時のために社会的な支援も準備される。母親に対して出産後の権利について説明される。また情報開示についても説明される。これらの母親に対して 2009 年に調査を行った団体がある。自分の個人情報の匿名性が守られた場合の方が、母親は子どもに対してより多くの情報を残す傾向がある。

—匿名出産や児童保護ケースにおける父親の権利について

匿名出産については父親が養育すると申し出た場合は、父親に親権が与えられる。母方の祖父母についても裁判所は養育権を認めた。この場合、母親の匿名性に対する希望が無視されたことになるが、子どもの利益が母親の利益に勝るものとされた判決になった。血縁関係がある養育者に育てられることが自動的に子どもの最善の利益につながるという前提があるように思う。

児童保護サービスに対して多くの父親の権利を主張する団体が活動している。多くの場合は、虐待者として通告され、司法判決により親権を取り上げられた父親の判決取り下げの訴えである。虐待として認められたケースは身体的虐待が多いため、父親が虐待者であることが多い。重度の身体的虐待で医療ケアが必要なものになると、父親が虐待者の場合が多い。個人的には調査の手続きが問題だと思っている。虐待の訴えが軽視されているとも思う。特に性的虐待についての告発は「間違っただ記憶」や「離婚に関わる親権訴訟」のための虚偽の告発とされることも多く、実際、受理調査されるケースは全体の通告の 1 パーセントに満たない。証拠の提示がしづらい理由もある。

親権訴訟まで起こすと、父親の方が有利となる。しかし実際は母親が親権を申し出ることの方が多いため、母親が親権者となっているケースが多い。共同親権はあるが、共同養育は少ない。離婚に関わる親権譲渡については、90%のケースで母親が親権者となる。なので、親権を争わない限り、全体的には父親が全親権を持つケースはごく少数である。調停については、ヨーロッパ評議会において、離婚調停についての基準を決めるべきだという主張が出ている。DV ケースについては、離婚調停は回避すべきという傾向となっている。

—虐待に関わるデータベースについて

虐待ケースに対するデータベースはまだ完成しておらず、入手できるデータは 15 歳未満のマルトリートメントケースに関するデータだけである。これには 15-18 歳の子どもに対するデータは含まれていない。マルトリートメントはとてもあいまいな定義である。操作的定義がしづらく、量的データがとりづらい。ネグレクトは証明することが難しい。判事が認めた遺児ケースに関する数的データはある。重度のネグレクトによって医療ケアが必要な状態となった場合はマルトリートメントになるが、監督欠如ケースについては、子ども

が小さければマルトリートメントケースとしてカウントされるが、子どもが大きくなればカウントされない。親が子どもを家から追い出したケースについて、子どもが15歳以上であれば親には法的な罰則がない。子どもがゲイであることがわかって親に家から追い出されるケースが多くみられる。民事ケースにおいて、子どもを遺棄したことが認められれば、制度上は養子縁組対象となることは可能であるが、実際には難しい。多くの場合は、これらの子どもたちは「国の保護下にある子ども(ward of the state)」としてみなされる。

—養子縁組のとらえ方について

フランスでは養子縁組は児童保護システムの一部としてみなされていない。イギリスやアメリカの制度とは違う。養子縁組制度は違う裁判所システムにより扱われている。養子縁組の対象となっている子どもは基本的に親が行方不明、死亡となっている子どもとなる。養子縁組の可能性のある家に里親措置されることはほとんどない。社会的養護のもとにいる子どもを養子縁組の対象とすることはとても抵抗がある。なぜなら、特に年長の子ども、きょうだいがたくさんいる子ども、障がいがある子どもは養子縁組の対象となることが難しいからだ。2017年法によって社会的養護にいる子どもが養子縁組の対象となることが少し簡単になった。社会的養護において実親とも接触のない子どもがとて多くいることが養子縁組の条件を緩和する背景となった。また以前は養子縁組の対象となるためには、実家族との接触が2年間以上ないことが条件とだったが、その条件は早期に養子縁組が成立することを妨げることとなるため、養親との早期のアタッチメント構築のためにも条件を緩和した。

—社会的養護のあり方について

ヨーロッパは脱施設化が進んでいるが、フランスでは多くの施設が残っている。乳児は施設措置されることが多い。CNAFによると、乳児の施設は小規模施設であり、専門性が高いスタッフによりケアされていると主張されている。里親ケアが多い事も養子縁組に子どもが移行しない理由になっている。システムが管理していない個人に子どものケアを任せることをシステムが信頼していないことが原因になっているかもしれない。里親はシステムにより専門職化され、給料も支払われていることにより、管理されている。いったん、養子縁組されるとシステムの監督が行き届かなくなる。

フランスは国連の代理ケアガイドラインをあまり考慮していない。施設ケアをフランスでは問題とはしていない。国は脱施設化を重視していない。実親との関係が維持されているのだから、施設ケアで構わないとされる考え方と施設ケアの方が専門性の高いケアを提供できるという考え方がフランスでは強い。養親や里親の専門性については施設スタッフよりも劣ると考えられている。まれに養子縁組を前提として里親措置される場合もあるが、その場合には委託費は支払われないし、準備期間としての位置づけである。

里親の専門職化と里親と子どもとの関係構築のバランスは難しい。里親は「お母さん」

と呼ばれず、「おばさん」と呼ばれることが多い。里親は研修の中で母親の代理ではなく、家族の一員だが、実母とは違う存在として子どもと関係を持つように指導されていることが多い。里親は施設職員ほど専門職化、職業化していないことは確かだが、子どもが求める関係が里親からは与えられないことが多々あることも事実である。実子に対する対応と里子への対応にあからさまな格差をつけている里親もいる。里親の質はバラバラである。子どもの里親ケアへの安定した措置はとても重要であるが、平均3年間くらいで里親が変わってしまう。里親家庭をより多く体験した子どもほど、問題行動が多い事もわかっている（もしかしたら問題行動が多いから、里親家庭に安定してとどまれないのかもしれないけれども・・・）。なるべく1つの里親家庭に長期間子どもがとどまれるようにしているが、難しい現実がある。子どもが望んでいるのは、「どんなことがあっても味方でいてくれる人」だとある学会でイギリスの判事が言っていた。里親はその人にはなれないと思う。

若者に対する職業プログラムもたくさんある。職業についていないと、失業手当がもらえないため、措置解除後にまずは就職することをこのプログラムは目指している。

以前は児童保護サービスの対象の上限は21歳までだった。19歳であっても児童保護サービスの対象であるはずなのだが、18歳-21歳の対象に対しては、国ではなく県の予算となったため、県の中には予算の関係で18歳を上限にする県や18歳以降の支援に対する条件を厳しくする県もでてきた。フランスの若者のホームレスの25%は社会的養護の出身者であるというデータがあり、県は16歳までの間に社会的養護を経験したすべての18-21歳に対して何らかの支援を提供することを国から義務付けられた。多くのこれらの子どもは「大人を伴わない未成年の移民」である。世論としては、「これらの未成年の移民たちにお金を使う必要はない」という主張が強くなり、「16歳までに社会的養護の経験がある」と条件が加えられようとしている（実際は現在法制化の最終段階である）。

若年妊婦に対しては児童保護システムのもとでサービスが提供される。18歳未満の妊婦であれば妊婦も児童保護システムの対象となるし、生まれてくる子どもに対しても対象となる。脆弱な母親に対して支援を提供している団体もある。18歳未満の妊婦でも妊婦の親が必要な支援を提供できるのであれば対象にはならないが、親が妊婦を家から追い出し、妊婦がホームレス状態になったのであれば、児童保護ケースとしてサービスが提供されることになる。フランスでは妊婦を守るという意識がとても強い。10代の妊婦とその胎児はどちらも児童保護サービスの保護の対象として扱われる。日本の特定妊婦のように、本人に告げないままモニタリングされるようなことはない。必ず介入を行うべき理由が明確にあり、そのことについて「司法的な判断のもと介入される」ことがその対象に告げられる。非公式に訪問を行うことはない。「近所に来たので寄ってみた」という訪問はフランスではありえない。通告があった場合も、通告があったことをきちんと家族に告げて訪問する。必ずASEは家族に訪問の理由を明確に告げる。フランスのASEに対する人々のイメージはアメリカやイギリスのように子どもを連れ去る人たち（baby snatchers）というものではない。物質的支援を提供してくれることや親のニーズにこたえてくれるというイメージ

が強くあり、親はASEに介入されることに抵抗はない。ドイツではソーシャルワーカーは児童虐待の通告義務がないため、家族は自分たちの味方としてとらえている。フランスは通告義務があるが、支援をしてくれる人という認識であり、なので訪問されることに抵抗はない。

強制力を持つことと支援者として受け入れてもらえるということのバランスは難しい。2000年以降は家族の当事者参加を促している。家族の協力を求めようとするために、子どもの安全を犠牲にしてしまうことも起こってしまう。アメリカやイギリスは子どもの安全に関して重点を置いていると思う。子どもの安全に重きをおいて、強制的・権力的に介入しすぎるリスクを冒すのか、それとも家族の協力を仰ぎなるべく家族まるごと支援ができることを目指すために、子ども安全確保を甘んじてしまうリスクを冒すのか・・・タイプ1、タイプ2のどちらのエラーの可能性を享受するのかである。いつ家庭外措置を必要とするのか、いつ家族の意思に反しても強制的介入を行う必要があるのかのスクリーニング基準がどんなものかを見ればその傾向がつかめるかもしれない。ノルウェーには同じ建物にユニバーサル、二次、三次的予防があるワンストップセンター（Familiens hus）がある。ヨーロッパにおいて児童保護のベストプラクティスとして選ばれたのは、アイスランドで始まったBarnahusモデルである。Barnahusモデルはすべての関係機関が収集した情報を一つに集約し、1つの建物において支援やカウンセリングを提供し、被害にあった子どものトラウマを最小限にすることを目的としたモデルである。北ヨーロッパの児童保護サービスでは子どもに対するケアを中心としていて、親に対する支援はあまり提供されていない。北ヨーロッパでは親に対するサービスは普遍的なサービスとして提供しているものがほとんどである。

4. 9月16日 午前 里親の月例集会にてグループインタビュー調査

Mervat CHABAN氏を代表とする Association pour le rayonnement des assistantes familiales de Seine Saint-Denisの月例集会にてグループインタビュー調査を急遽行えることとなった。参加して下さったメンバーは15名（全員女性）でパリ郊外のSeine Saint-Denis県の里親として活動している。最も里親経験が長い里親で31年（この2年は里親を引退し、アドバイザー的な立場）、短い里親で5年。15名中13名が10年以上の里親の経験を持ち、20年以上の経験がある人は4名いる。現在預かっている里子数は最も多い人で5名、少ない人で2名、15人中11名の里親が3-4人の子どもを現在預かっている。

Seine Saint-Denis県はイスラム教信者が多く居住し、今回協力して下さった里親メンバーの中にもヒジャブを身に着けているメンバーも多く見られ、アラブの手作りお菓子をふるまってくれ、和気あいあいと歓待してくれた。場所はSeine Saint-Denis県 vert galant 駅近くの公民館のような公共の集会所であった。

この団体は里親で県ごとに構成されており、里親の役割に対する啓蒙と研修、経験の共

有等を行っている。また里親の地位向上のための労働組合のような役割も負っている。月2回のミーティングがある。また年1~3回の特別なイベントもあり、中には実親と里親との交流会や特定のテーマの行事（「障がいがある子どもに対する里親ケア」など）も催されている。取り上げるテーマについては月に2回の定例会でみんなで決める。この定例会は朝ごはんや軽食などを食べながら話をするカジュアルな集会となっている。

フランスにおける *assistantes familiales* は里親であり、目的は対象となる子どもの安全、成功、福利を保障することである。仕事ではあるが、里親となる人物のみでなく、預かる環境として里親家庭もきちんと監査をうける。担当する子どもに対してエドゥケーターや心理士と協働してケアにあたる。また、里親同志での情報共有なども大切である。

—里親と実親と子どもの関係性について

実親は機会を見つけては親としての役割を子どもに持とうとする。例えば、子どもの服装に対してケチをつけたりする。また里親は子どもの髪を切るだけでも、実親に承諾を得なくてはいけないし、学校の親に関する行事はすべて実親が出席することになる。ここで大切なのは、実親と子どもをめぐって張り合わないことである。実親から親としての役割を奪ってしまったと感じさせないようにするために、実親につねに敬意を払うことが大切である。また、子どもに自分自身のことを「人質」のように感じさせないようにする必要がある。文化的な差異や宗教的な背景なども考慮に入れなくてはならない。宗教的・文化的な食事制限がある場合もある。

また、子どもが携帯を持っているため、実親に連絡をして「日々の里親に対する愚痴」を伝えることにより、実親が里親や児童保護システムに対して憤慨している場合がある。里子の携帯の使用については、制限を設けるようにしている。

実親の中には里親と必要以上に仲良くなろうとする人もいる。あまりにも親密になるのもバランスを欠くので距離の取り方が難しい。北アフリカ出身の実親であるとムスリム信者ということで里親を親密に感じる人もいるようだ。

—里子は実親と里親の間に板挟みにはならないか？

子どもにとっては本当の親は実親であるということは明確である。実親と里親の間で役割が明確化している限りは、子どもにとっても立場の違いに混乱はないと思う。例えば、幼少のころから19歳まで里子にいる子どもは時々「ママ」と里親のことを呼んだ。でもそれは里親のことを「母親」と信じているのではなく、「母親像」を誰かに求めただけであった。なので、里親と口喧嘩をして反抗するときは、「おばさん」と呼んだ。以前はエドゥケーターは里親に「里子には『ママ』と呼ばせないように」と言っていたが、今は呼ばせても構わないと思っているエドゥケーターがほとんどである。子どもは生活の中に母親的な役割をしている人を求めており、その呼称が「ママ」であるのだから別に構わないと考えられている。

この数年間において里親の専門職化が求められようになった。以前は里親ケアは代替家庭としてとらえられていることも多かったが、今はソーシャルワーカーやエドゥケーター、心理士と共にチームで子どもをケアしている。研修もあり、フルタイムの乳母ではないことが社会的に認識されている。

里親も人間なので、里子が里親家庭を離れる時はとてもつらい。実際、0-18歳まで養育した里子が18歳になった時、措置を延長しようとしなかった。彼女は社会的養護から去りたがっていた。今では彼女は実母と暮らしている。里親にいる時は里母のことを「ママ」と呼べなかったが、今、里親家庭を去り実母と暮らし始めてから里母のことを「ママ」と呼び、電話を頻繁にしてくるようになった。里親はこの元里子の結婚式の準備を今手伝っている。

里親は職業ではあるが、里子に対してはきちんと愛情をもっている。里子は里親が給料をもらって職業として養育していることを知っている。休暇の時は里親は里子を連れて旅行には行かない。しかし、同時に里親と里子には信頼関係が築かれている。

養子縁組は実親が同意することなしには難しいが、18歳で措置解除となっても関係が続いている里子はたくさんいる。例として、18歳で里親家庭を去り自立援助プログラムに移行する時に、里親家庭の家の鍵を持ったまま退所する里子もいる。「何かあればいつでも帰ってきてもいい」と伝えてある。その里子は21歳になり、自立援助のアパートを退去しなくてはいけなくなったとき、里親の元で4か月間滞在した。

実親は措置当初は里親に対して競争心や反発があるかもしれないが、多くの場合、里子が里親家庭を転々とすることは望まないため、最終的には里親と協力するようになる。実親にとって、里親は児童保護システムを象徴するものとして、初めのうちは反感を持つかもしれないが、「子ども」という共通の関心を通して信頼関係を築いていくようになる。

実親と里子の関係は里子の年齢による。多くのケースでは子どもが里親家庭を去る時には実親との関係は改善していることが多い。ただ、ケースによっては週末、実家庭に外泊をして帰ってきたら、今まで里親家庭で積み重ねてきたことがすべてゼロに戻っているケースがよくある。このような場合は、里親は子どもの様子を観察し、エドゥケーターに子どもの様子を報告する。実親への対応を行うのはエドゥケーターの仕事である。

福祉的介入の下での措置されたケースは司法的介入ケースよりも親の同意の上での措置の分、パートナーシップのもとで協働しやすい。始めは福祉的介入であっても、司法的介入に切り替わるケースもある。実親が子どもの家庭外措置に抵抗を示していても、きちんとコミュニケーションをとることで、同意するケースもある。フランスの場合は宗教的・文化的な背景を考慮した措置も必要となってくる。ムスリムの実家族は自分の子どもがムスリム以外の宗教の里親家庭で措置されることを恐れている。これらの要素を考慮することで、実親が安心して里親家庭に子どもを預けられるようになることも少なくない。

里親として絶対にしてはいけないことは、子どもの前で実親のことを悪く言うことである。同様に、実親は里親に対して子どもをきちんと安全に養育することを信用してもらわ

なくてはならない。たとえ、それが緊急保護ケースであって、実親は自分の子どもがどこに預けられているかわからなかったとしても、子どもがきちんと安全な場所で養育されていると思ってもらわなくてはならない。

里親は家庭の中では母親がすべき役割を子どもに対して担っている。職業として給与を得ている立場であるが、子どもは里親のことを「ママ」と呼んでも構わないし、「おばさん」と呼んでも構わない。学校では多くの里子は里親のことを「母親」と呼ぶ。里子は里親は職業であることを知っているが、生活を共有することで里親と里親家族を「家族」としてとらえている。それは里親家族にとっても同じである。里親の実子も里子のことを「きょうだい」としてとらえている。里子が学校で「家族の絵」を描くと多くの場合、里親家族を描くことが多い。

里親家庭で一度にあずかることのできる子どもの数は4人までである。乳幼児であれば3人まで。夫婦のどちらかが里親であれば、6人まで預かることができる。単身家庭であっても里親になることは可能である。

9月16日 午後 Jenny Aubry (民間児童福祉事業所)にて仲介面会についてのインタビュー調査 (心理士およびスペシャライズドエドゥケーターと)

住所 : CAFS JENNY AUBRY CENTRE D'ACCUEIL FAMILIAL SPECIALISE
49 RUE DU FAUBOURG POISSONNIERE 75009 PARIS

Jenny Aubry は媒介面談を行っている民間事業所の1つである。ここでは媒介面談を実際に行っている心理士とスペシャライズドエドゥケーターに話を聞いた。

心理士の話

面談は、エドゥケーターが同席する面談と親子のみの面談、そして心理士が同席する媒介面談がある。媒介面談は心理的な治療の一環であり、家族関係に制限を加え、再構築をし、再定義をする作業を行うものである。家族関係の中で壊れている部分を再構築するような意味も持つ。1か月に1回くらいが平均回数である。ケースによってやり方が違い、標準のやり方があるわけではない。子どもと親との間の相互の認識に対して働きかける。監視のための同席でないことを家族にわかってもらい、家族が継続した良い関係を築けるように親子のお互いの認識に働きかけることを行っている。親子の関係の変化、子どもの発達に合わせて、その関わりも変えていく。媒介面談の場は親にとっても子どもにとっても安全で、治療的、かつ教育的な環境となる。

スペシャルエドゥケーターの話

以前は施設職員をしていた。その後、AEMOでSERADでも勤務した。現職について4年間になる。里親ケアにいる子どもと親に対する支援を行っている。媒介面談に対する調整および外出への同行、実家族との面会・外泊の調整と送迎、実親に対する訪問・面

接等を行う。エデュケーターとしての大きな役割は子どもに対する生活、学業、友人関係、社会関係に関わる支援と自立支援である。親と子どもの両方を支援している。実家族に対する家庭訪問も行うし、事務所で来所面接することもある。子どもと面接するときは事務所で面接する。

実家族を訪問するときには、住居の様子をチェックし、子どもが訪問してもよい状況であるか確認する。子どものニーズについて実親と話し合う。

実親と子どもの関係におけるエデュケーターの役割はどのくらいの期間、子どもが家庭外措置をされているのか、また親がどれくらい子どもの措置を受け入れているのかによって違う。エデュケーターによる媒介面談は親子間の関係を調整するのが目的である。お互いがコミュニケーションを取り、毎日の生活について共有できるように促す。また、大事なのは親が子どもの措置をきちんと受け入れるように働きかけることである。親子間のやり取りが適切なものになっていくように導くような役割を担っている。

親に精神疾患があるケースはとても困難である。すでに初めから親が現実を理解していないケースはとても複雑である。子どもの年齢にもよってその複雑さは変わる。

例として、現在 17 歳の男児は実父が統合失調症で、不安定になると幻覚と会話を始める。妹の方が父親とはより良い関係を保つことができ、媒介面談をする必要がなくなった。男児と父のみの面談となったが、男児は父との関係を作ることに興味を失ってしまい、面談中に寝て、ほとんど話さなくなってしまった。また、月に 1 度の面談のはずが、面談自体をすっぽかすようにもなってしまった。男児と父親どちらもが、お互いにより良い関係を持ちたいと思っているが、難しい。また精神疾患を持っている親を持つ子どもは、親に会うことで自分もそうになってしまうのではないかと不安になる。

親が精神疾患を持つケースにとって、もっともよいシナリオは、最終的に子どもが親の精神疾患を受容することである。最終的にはお互いを受け入れることである。

—媒介面談の最も大きな効果は何か？

子ども自身がケースにおいて主体性を持ち、自分の意見や望むことを実親に対して表現できるようになること。子どもたちの声を安全な環境にて引き出すことがエデュケーターとしての自分が行う面談の目的である。この面談の目的は親子関係の修復と共に、子ども自身が主体性を持ち、自分自身のために存在することを支援することである。

例えば、2 年前、母親による身体的虐待にされた 2 人のきょうだいのケースでは、子どもが自分の考えを母に対して表現することができるようになったことで、親子関係が変わった。

第3期：

- 12月19日 Mohamed L'Houssni 氏・Association Retis（民間事業所）にて社会的養護出身ユース、親族里親、里親に対するインタビュー調査
- 12月21日 Flora Bolter 氏・Gaby Taub 氏とのブリーフィング
- 12月26日 里親さんと県心理士とのグループディスカッション
- 12月27日 Flora Bolter 氏とブリーフィング

12月に予定していた一部の調査日程がフランス全国ストにより、3月（3月25日、26日、27日）に一旦移行した。しかし、2020年3月半ばからの covid-19 のパンデミックによるフランス国内規制およびEU全域のロックダウンのため渡仏による調査が中止となった。

1. 12月19日 Association Retis（民間事業所）を訪問

住所：Association RETIS, BP 40211 16/18 rue Ferdinand Dubouloz
74205 Thonon-les-Bains Cedex
<http://www.aretis.fr/>

Association RETIS は研究協力者である Julie Chapeau 氏を通じて紹介されたアソシエーション（民間事業所）で、フランスでも有名な様々な新しい試みを行っているアソシエーションである。2007年よりフランスとスイスの国境近くの Haute-Savoie 県を中心に3つの県で活動をしている。代表者の Mohammed L'houssin 氏はファミリーグループカンファレンスや親族ケアなどのアングロサクソン文化圏からの新しい手法についてフランス全土で研修を行っている。

RETIS はとても里親措置ケースから様々なレベルでの包括的在宅支援を司法的介入・福祉的介入のケースにも対して行っている。家族ごと家庭外措置するようなプログラム (SEMOH) や親族を巻き込んだケア措置（親族ケア：SERVICE TIERS DIGNE DE CONFIANCE）など多様なプログラムを組み合わせることで、子どもの安全確保を重視した在宅支援が可能になると考えている。

TGV がストライキのため運行を休止したため、飛行機でスイスのジェノバまで飛び、事業所よりジェノバ空港まで迎えに来てもらった。迎えに来てくれたのは里親である Joan Marc 氏である。事業所までの1時間ほどの車内の中で里親としての経験をインタビューとして話してもらった。

1) 里親の Joan Marc 氏の話

始めは障害児の施設の調理師として30年間働いていた。そこで、入所している子どもたちに料理を教えたりしていた。妻はその間、里親をしていた。施設には障がいだけではな

く、家庭に問題を持った子どもたちもいたため、児童保護サービスに興味を持ち始めた。調理師としての仕事を退職し、その後、緊急保護サービスのエデュケーターとして勤務し始めた。エデュケーターになるために学校に戻って勉強した。次に子どもたちのための教育合宿(Break trip)のためのエデュケーターとして5-6年間の間働いた。教育合宿とは子どもを悪影響のある環境からいったん離して、新しい環境の中で社会的スキルを学ぶためのプログラムである。その合宿のためにアフリカのマリで働いた。

その後、RATISのディレクターであるL'houssin氏にスカウトされ、RATISで働くことになった。そのころ妻は健康上の問題により里親を続けるのを断念しなくなっていたが、彼女の元には10歳と12歳の子どもがいた。Joan Marc氏はRATISで働く条件として、この2人の子どもの里親を続けさせてくれることをL'houssin氏に願い出た。フランスでは、ほとんどの里親は県に雇用されているが、Joan Marc氏のこの希望により、彼はRATISという民間事業所に雇用される里親となった。Joan Marc氏と妻は40人の子どもたちを里親ケアとして受け入れてきた。里子のケア期間は様々で15日～15年間に及ぶ。乳児からヤングアダルトまでの年齢の子どもたちを里子として迎え入れた。Joan Marc夫妻は生後10日から里親ケアで育てた女兒を7歳の時に養子縁組した。彼女は今28歳で、2人の子どもの母親である。彼女の下の子どもを親族ケアとして今預かっている（今は夫妻は里親は引退している）。Joan Marc氏の元に4歳から措置された男児は今は19歳で自立援助プログラムに参加している。彼は3人のきょうだい共に家庭外措置されたが、彼のきょうだいの1人はJoan Marc氏がエデュケーターとして働いていた施設に措置されていた。このきょうだいは今はフランス海軍に入隊し、アブダビに赴任している。Joan Marc氏は元里子と共にこのきょうだいをアブダビに訪ねた。彼はJoan Marc氏のことをパパと呼んでいる。元里子のゴッドマザーやゴッドファザーにもなっている。子どももエデュケーターとして働いている。里親は自分たち夫婦の天職だと思っている。

—里子との関係を育むためにどんなことを行ったか？

Joan Marc氏の奥さんはスペイン出身で、スペインでは家族をとっても大切にする文化がある。彼女は若い時から里親になりたかった。一方でJoan Marc氏が小さい時に父親を亡くしており、若い時はとても反抗していた。Joan Marc氏が奥さんに出会ったのは18歳の時で、彼女が彼にたくさんのよい影響を与えた。奥さんはしつけに厳しいが愛情豊かである。Joan Marc氏は子どもに対しておおらかなので夫婦で里親としてよいバランスを保っている。

里親が里子のことを愛することは自然なことであるべきである。ただ里子が里親のことを愛するのはとても難しい。小さい子であればきちんとしつけをしなくてはならない。

一度9歳と11歳の女兒を緊急保護で預かったことがある。2人の女兒は脅えて家に入ろうとしなかった。やっとのことで家に入ってきた子どもたちに、なぜ彼女たちがここで預かれることになるのかを説明した。2人は脅えてお互いくっついて部屋の隅ですくんでいた。2人の姉妹はバラバラにされるのを恐れていた。数日後、9歳の子どもに「この家で一

番あなたにとって大切なのは何？」と尋ねたとき、「あなたのやさしい心」と答えた。

多くの里親は里子を本当に愛している。ただ残念ながらお金のためにやっている里親もいることも事実である。里親は本当の親ではない。でも里子のことは自分たちの実子と同じように思う。実子であってもいつか家から巣立っていくものである。自分たちの屋根の下にいる子どもはすべて同じだと感じている。

最も大事なことの1つは実親と協力して里子を養育することである (co-parenting)。Joan Marc 氏にとって最も難しいのは、里親は「親の役割」をするが、「親」ではないということだ。実親自身に問題があるので、里子が里親ケアに措置されたことを、実親に理解してもらうのはとても難しい。それでも里子に対して、実親のことを決して悪く言ってはならない。子どもの中にある実親のイメージを壊さないようにしなければならない。教科書通りのようにはいかない。ほとんどの子どもが週末に実家族の下に帰ることができるが、実親にほとんど会えない子もいる。

里子の1人は14歳で里親ケアに来た子どもは、週末だけ実家族の元に帰宅していた。実父はコソボ出身の元軍人でとても厳しくタフな人で、子どもに対して Joan Marc 氏と奥さんと話をすることを禁じた。実父は里親に子どもを取られてしまうのではないかととても恐れていた。Joan Marc 氏は実父を Joan Marc 氏の家へ招待をした。Joan Marc 氏が実父に「自分たちは決してあなたの親としての立場を奪おうとしているのではない」と説明すると実父は安心した。それから実父は Joan Marc 氏に娘と口論になった時にアドバイスを求めるようになった。子どもが大きくなった後も Joan Marc 氏と実父は友人関係が継続し、今でもたまにコーヒーに行く仲である。ただすべてのケースがこんな風にうまくいくわけではない。実親と関係を築こうと思っても、不可能なことが多い。最後に養育した里子は障がいがあり、18歳の時に自立援助プログラムに移行したが、薬物依存の問題もありとても難しかった。里子は18歳になった時、みんなは里親家庭から去りたいと望む。ただ、しばらくすると向こうから連絡を取ってくる。4年前から新しい里子を受け入れるのは辞めているが、今いる里子が18歳になるまでは続けようと考えている。里親としては里親委託措置が解除されて、子どもがケアを去った後に子どもたちが安全であることを一番望んでいる。これは RATIS の理念でもある。実親の中には18歳になった後に子どもたちの生活に浸食してこようとする親もいるので、里親ケア解除後も子どもたちの安全をどのように確保するのをいつも考えている。

—里親退所後の子どもたちの安全を守るために、里親として行うことはあるか？

里親ケアにおいていつでも安全・安心に感じられるようにすることである。そうすれば、退所後も何かあれば頼ってきてくれる。実子と同じように、里子に接すること。里子からは何も見返りを求めないこと。ただ、生活の中に自分が子どもたちに与えてきたことが本当によかったと思えることがある。里子の中には里親家庭を去った後、何の連絡もよこさない子どももいるが、「便りのないのは良い知らせ」と思うことにしている。

2) エducatorとして働く元社会的養護出身のユースの話

21歳女性。35歳の姉が1人いる。両親が2歳の時に離婚した。実母はアルコール依存症。実父は仕事ばかりしていた。12歳の時に問題行動が多くなってきた。自分自身のセクシャルアイデンティティに関連していたと思う。最初の判事は彼女の行動上の問題のために短期間、精神病院に措置入院させた。入院は1年間に及んだ。次の判事は彼女を問題行動のある子どもたちを対象とした施設に措置した。彼女は里親にも1-2年間措置された（その間は同じ里親家庭だった）。その後、彼女の環境を変えるためにブリターニュのブレイクトリップ（訓練合宿）へ送致した。そこに17歳までとどまった。17歳になって、実母のもとに戻るようになった。RATISが家族再統合の支援を実母に提供していた。18歳になるまで再統合プログラムは続いた。

児童保護サービスに措置された主な理由は母親のアルコール依存であり、父親が彼女を引き取れなかったことであった。姉はすでに自立していたので、彼女を数日間引き取ったりしてくれた。彼女は初め何が起こったかわからなかった。ソーシャルワーカーは彼女にきちんと説明してくれなかった。彼女は周りの人に自分のことを決められているのに、自分が除外されているように感じた。

自分の意見や希望を伝えることは不可能だった。精神病院に入院させられていたから。自分の気持ちを表すことさえ難しかった。入院中はすべてのことに対してとても腹を立てていた。その後、彼女は自分の考え方を覚えてくれるような人と出会い、影響を受けた。自分に対してそのような影響を与えてくれる人、考え方を覚えさせてくれる人と出会えたことは彼女にとってとても重要なことだった。たとえば、彼女の里親はそのような人の1人だった。今でも里親とは連絡を取っている。最後に担当してくれたエducatorは彼女にとって、とても大事な人だった。里親やエducatorにとってとても大切なことは里子と結ぶ関係性の質だと思う。最後のエducatorが他の支援者と違ったのは、彼女のことをただのケースとして扱わなかったことだった。彼女に違う物の見方をするようにいざなってくれたし、彼女に自信をつけさせてくれた。それによって彼女は自分自身に対する新たな可能性を信じられるようになった。最後のエducatorは1年間のみ担当しただけだった。年齢的にも彼女自身も落ち着いていたのだと思う。それまでに15-20人のエducatorが担当してきたが、彼女に変化を与えたのは最後のエducatorたった1人だった。

彼女がエducatorになったのは最後の担当エducatorが直接の理由ではないが、のちに出会って親友になった人物がエducatorだったことが理由である。ただ、そこにも少なからず影響はあるのだろうと思う。また、結婚相手もソーシャルワーカーである。（エducatorになる運命だったのかもしれないね、と笑っていた。）

実母との関係はとても悪いものだった。実際、母親の交際相手の暴力も児童保護サービスの介入の理由であった。実父が彼女を措置入院させることを希望した。実父に対して今はとても良い関係を築いている。彼女は実父のことを許すことにした。実母とは年に2回

会っている。実母は今も変わらずアルコールの問題を患っている。病院に入院している間は実親と面会しなくてはいけなかったが、彼女にとってはとてもつらかった。家に帰りたいのに帰らせてもらえなかった。実母の元に戻ったのは、実父に対してはまだ腹が立っていたし、実母は大きくなった自分に対して小さいころのようにコントロールしようとはしなかったから。どちらにしても「家」と呼べるところに戻りたかった。

17歳の時、実親とは縁を切りたくなった。なので、ブレイクトリップに参加した。実親との面会を回避するためだった、彼女にとって実親との一切の接触を断つ時期が必要だった。ブレイクトリップの間は実親との面会は必要なかった。面会については、判事によって決められるので、ケースによって違う。ブレイクトリップの参加については判事の命令ではないが、とてもティーンネージャーにとって有効なツールだと思う。

未だに判事に対しては怒りがあるし、彼女にとって正しい判断を下したとは思わない。一度家出をした後、成人向けの精神病院に措置入院させたことは今でもひどい判断だと思っている。現在では判事はこのような決定はできないと思う。

実母と実父と3名での媒介面談はとても役立った。自分自身の気持ちを怒り以外で表現することを学ぶことができた。

彼女にとっての家族は彼女の姉と実父である。彼女の人生の幹になっているし、サポートにもなっている。時には問題になることはあるが、それはどの家族でもあることだと思う。姉とはずっと連絡を取っていた。児童保護サービスの介入は彼女に家族の大切さを教えてくれたように思う。特に困難な状況になった時に、家族はいつでも彼女の支えになってくれていることを気づかせてくれた。

3) 親族ケアにおける祖母へのインタビュー

孫を親族ケアとして養育している。5人の子どもの母親である。とても結びつきの強い、にぎやかな家族である。6人の孫がいる。8年前のある日、息子の1人から突然電話があり「お母さん、お母さん、奴らが俺の子どもを連れ去ろうとしている」と訴えてきた。息子は通告内容については否定していた。判事の下に電話して説明を求めた。息子のために弁護士を雇い、その聴聞に出廷することを交渉した。息子にはDV、薬物、アルコールの問題があることが明らかとなった。また母親は未熟であり、孫娘はきちんと養育されていなかった。孫娘は当時3歳半だった。孫娘を措置できるようになるまで1年かかった。始めは週末のみ（金-日曜）孫娘を預かることができた。両親は媒介面談でのみで会うことができた。

孫娘はまず乳児院に緊急保護（OPP）された。9か月間以上は緊急保護されることのできないので、里親ケアに措置変更されることになった。手続きに手違いがあって、3か月間施設に行かなくてはいけなかったが、その後、親族ケアとして祖母の元に措置されることになった。ASEがまず担当し、1年間家庭復帰を試みたが、実親の元に戻るのには難しいと判断されたため、RATISがケースを引き継ぐことになった。1年後母親は音信不通になってしまっ

た。7年後、ASEは実親に対する支援を終了することを決め、実親に対する媒介面談も終了した。実父もヘロインに対する依存は継続しており、暴力的だった。ASEがケースを終結した後もRATISは継続して家族全体を支援し続けたが、父親が問題を継続しているため、自由に娘と面会することを禁じ、媒介面談に切り替える判断をしたが、父親はこれに反対している。この3週間、父親は娘に会いに来ていない。娘の安全が最優先されている。本児にはRATISにより心理士との面談が月に2回提供されている。この面談により、本児が父親に会うことを恐れていることが明らかになった。本児は11歳になって初めて自分の気持ちを自分の言葉で表現することができた。本児は心理士に母親を心配していることを表現した。母親は1年間、音信不通であり、アルコール依存症を患っているため、本児は母親のことをとても心配している。RATISのエducatorも1か月に1回、本児を訪問し面談している。Educatorに対しても、本児は自分の気持ちを表現するようになってきている。自分の気持ちをきちんと聴いてくれる人がいることは彼女にとってとても大切である。意思決定は関係者すべてで行われる。意思決定は親族ケアの祖母、心理士、Educatorの合議によって行われる。父親との自由な面会を禁止することに関しても、関係者の合議で決めた。関係者みんなが話し合っ て意思決定を行うことは子どもにとっても安心をもたらすものである。彼女に関わる全ての人々が彼女のことを思って話し合いをして、彼女にとって一番良い判断をしてきているのを感じるからである。正式な形のファミリーグループカンファレンスではなかったが、初回は実母、実父、ディレクター、祖母、本児が参加して話し合った。意思決定のプロセスが子どもにとって透明であることが大事である。

実父の行動は不安定でとても暴力的になることがある。1年前、聴聞の時に、実父は「自分自身は娘を引き取る準備はできていない。母さんのところにいることで娘は安全だ」と言っていた。しかし、今、実父は祖母とアソシエーションに対して腹を立てている。1か月前、実父は新しいガールフレンドに対して暴力をふるった。本児はそれを目撃し、とても怖がっていたため、祖母は「アソシエーションに報告する」と実父に伝えた。実父は自分の娘との面会が制限されることに祖母が同意したことは知らない。実父は今薬物依存の治療施設にいる。祖母としての自分の責任は孫娘の安全を守ることであり、実父の暴力行為に対して報告する義務があると思っている。孫娘が成人した後もRATISに支援してほしい。

孫娘の面倒を自分が養育できることになってとても安心している。親族ケアへの措置はフランスではとても稀である。RATISの活動のおかげでこの地域では親族ケアへの措置は増えてきている。息子である実父を助けようとして、病院に連れて行ったり、カウンセリングに連れて行ったりした。メソドン治療も受けたが、ヘロインの使用は止まらなかった。実父の母親として、今までたくさんの援助をしてきたが、暴力を受け入れることはできないため、決断をしなくてはならなかった。実父(息子)はもう大人であり、自分自身で決断できる。実父のきょうだいも実父を助けようとした。彼の人生であり、彼の選択である。彼のことはあきらめている。孫娘を支援することを選んだ。最も大事なものは、孫

娘が安全安心な普通の生活を送ることであり、そのためなら何でもしようと思っている。

RATIS はいつでも必要な時に支援を提供してくれ、とても安全に感じる。近くに寄った時は、事務所に立ち寄る。私にとっては家族のようなものである。RATIS は自分のことを批判的に見ない。5人子どもがいるのに、どうして息子を薬物依存にってしまったのか？など責めたりしない。自分の息子について母親としての罪悪感をもたせない。孫娘の養育をできるようにになったことはとても美しい人生のレッスンだと思う。

—L'houssin 氏からの親族ケアに対するコメント

親族ケアはフランスではまださかんではない。情報不足なのもあるし、心理分析が主流であること、親族に対してあまり信頼がないことがその原因なのかもしれない。ディレクターである L'houssin 氏は判事を説得してなるべく多くのケースで親族ケアを取り入れようとしている。L'houssin 氏は立場が違う者同士が葛藤を経ながらも話し合い、共有の価値や目標となる子どもの最善の利益に向かって連携していくことで問題が明らかになり、解決に向かうことができると考えている。

2. 12月26日 里親さんと県心理士とのグループディスカッション

場所：Seine Saint-Denis 庁舎

9月に調査に協力してくれた Mervat CHABAN 氏を代表とする Association pour le rayonnement des assistantes familiales de Seine Saint-Denis のメンバーの里親4名とメンバーでもあり里親のサポートに当たっている心理士の Rajanell 氏がグループディスカッションに参加してくれた。

—里親の専門職化について

里親は2年間の訓練が必要だが、里親の中でも県から直接雇用されている里親と民間のアソシエーション（事業所）に雇用されている里親がおり、専門性の均等化を図ることが必要となっている。BAF（県里親局）はガイドラインとマニュアルを開発している。BAFは里親と共に月例会を催し、テーマを決めた取り組みを行っている。実親との交流会や養子縁組に関わる手続き、障がいがある子どもへの対応（3月に実施予定）などである。2007年以降、母子保健部門が里親の免許及び研修を担当している（260時間の研修）。5年ごとに研修を受ける必要がある。内容についてはまだ古い情報もあるため、アップデートをしてもらうように依頼中である。里親前研修では、「里親として期待されていること」と「知っておくべきこと」を学ぶ。

2006年法によって里親はソーシャルワーク専門職とみなされるようになった。それ以前は里親は乳母のように思われていた。里親を専門職化することによって、子どもに対する自然な母性的愛情（!）を喪失するのではないかという反対もあった。里親がソーシャルワーク専門職としての認知を得るためには、組合を作りその権利を社会的に訴える必要が

あった。5年前まではソーシャルワーカーとエドゥケーターが子どもの里親措置に対する判断をしており、意思決定において専門職の間でのヒエラルキーが存在していた。5年前にBAFが設立された後は、ソーシャルワーカーやエドゥケーターが「里親措置」依頼をBAFに提出し、BAFの中で里親措置ケースを受理するか協議の上、決定する。このやり方になったことで、里親の意思決定における権限が確立された。BAFは、以前は地区ごとだった里親措置のシステムを県にて取りまとめる機能を持つ。

里親の専門職としての役割と代替家族としての役割の両立は以前より明らかになっているし、子どもにもきちんと説明する。仕事であるからこそ、誇りをもって専門性を持って子どもの安全安心を守り養育を行う。子どものことを思いやり、愛情をもって接する。だが、時が来れば、子どもは里親の下を去ることになるということであり、矛盾するものではないと考える。時に、里親は特定の子どもの対して一生懸命になり、手放しがたい感情をもってしまう。例えば障がいがある里子になると、それだけ世話を焼くので手放したくなくなってしまう。BAFには3人の心理士がいて、里親のこのような葛藤に対しても心理的支援を行う。一番つらいと感じるのは、実親のことが信用できないのだが、子どもを実家族に戻さなくてはならない時である。例えば、2人の姉妹が実家庭に戻るようになった。里親は家庭復帰は早すぎると感じ、エドゥケーターに報告した。エドゥケーターは里親の見解を書類に残したが、結局、姉妹は実家族に返されてしまった。しばらくの間、里親は「彼女たちはきっと再び里親ケアが必要になる」と信じて、新しい里子の受け入れを待って、彼女たちの場所を空けていた。2か月後、姉妹は再び同じ里親の下に措置されることになった。

判事は直接、里親を召喚して意見を聴くことはほとんどない。(40年前に1回あった！と一番経験の長い里親さんが発言)。若い判事の中には里親の意見を直接聞きたいという判事もいるがとても稀なことである。

この里親の組合では、エドゥケーターやソーシャルワーカーにもっとチームとしての意思決定のやり方に時間をかけてもらいたいと働きかけている。実際にはまだ里親を30年前の里親のイメージで見ている人も多い。意思決定に自分たちの意見ももっと加えてほしいと思っている。ソーシャルワーカーやエドゥケーターの訓練の中に里親家庭での実習を加えてもらいたいと依頼を続けたら、多くの反発があったが次回の訓練より加えてもらえることになった。自分たちの関わる子どもたちが過ごすケアなのだから知っておいて当然だと考えている。

里親の専門職としての地位は法制化されたが、人々の意識に浸透するまでには時間がかかる。エドゥケーターは特に古い考えを持った人が多いように感じる。しかし、これは変化の過程に過ぎないと考えている。同性婚と同じで、未来には当たり前になることも時間がかかるので今は変革の途中だと思っている。

—里親ケアと実親の関係

80年以降、家庭外措置された後も里子と実親の交流を続ける動きが主流であり、交流がないケースはごく稀である。Bianco Lamy (1985) などの心理学者が子どもの実親と関係性について、社会的養護下にいる子どもが実子と十分な交流を図れていないことが指摘された。1990年代に地方分権化が進み、子どもたちの措置も県内で行われるようになり、実親が実子のとの面会がしやすくなった。また1980年代に実親が判事に召喚されたときに、実際、自分の家族に何が起きているのかわからない状況のことがよくあった。誰も実親に対して、司法的な手続きを説明していなかった。現在では判事のヒアリングに対して、ソーシャルワーカーが必要な情報を実親に対して与え、準備をしている。ソーシャルワーカーと実親の関係は変化した。実親の権利は1980年以降、擁護されるようになった。ただ、判事によるヒアリングに弁護士をつけて現れる実親は少ない。無料の弁護人を付けることは可能であるがそのシステムについてきちんと説明されていないことが多い。ASEはなるべく福祉的介入による同意を親から得るように努力し、なるべく司法的介入を避けようとする。法律ではなるべく実親に説明をし、同意を得たうえで支援を提供するように決められているが、まだまだ実践に浸透していない事実がある。サンドニ県では70%がまだ司法的介入によるケースとなっている。OPP（緊急一時保護）はとても迅速に起こるため、実親に説明する間もなく子どもが一時的に保護されてしまうことが多い。これらのOPPは司法的介入により行われる。新しい形の家庭外措置としては、1週間のうち何日間を家庭外で過ごし、何日間は家で過ごすという形のもの（placement sequential：部分的措置）が導入されつつある。

—部分的措置で子どもの安全は確保できるのか？

部分的措置によって子どもの安全を確認することは可能である。本当に子どもの安全が懸念するような虐待ケースはごく少数であり、ほとんどが、周囲が心配しているほど危険はないケースである。また実際には、家にいても親は仕事に行くし、子どもは学校なので一緒に過ごす時間は限られている。

フランスでは障がいある子どもにしては、施設に入所したとしても季節里親や週末里親としてケアを行う。

フランスでは1980年以降、子どもに対する施設は大規模なものから小規模まで多様であり年齢・対象と目的によって規模を使い分けている。日本のように社会的養護を小規模化・家庭化をしようとする動きはない。機能的・専門的する傾向の方が強い。社会的養護に家庭的にすることと同時に専門化することは可能である。

家族も参加して意思決定を図るファミリーグループカンファレンス（FGC）も徐々に広がっている。家庭外措置の数と期間を短くすることにも効果的であり、親族なども含めたインフォーマルな資源の活用にも視点は広がっている。判事の持つ権限とFGCの持つ家族の当事者参加と意思決定権のバランスをどうとるのかはとても興味深い。フランスで

は個々のケースに合わせて、個別の試みとして在宅ケースにも家族再統合ケースにもFGCが利用されている。FGCにおいては、家族に対するアセスメントが重要となる。FGCに向く家族と向かない家族がある。FGCを行うときに、児童保護サービスとして許容できる範囲をきちんと決めておき、その中で家族がどのような意思決定をするのかを話し合ってもらおう。事前に守られるべきボトムラインが決まっていれば、その中で家族がどのようなことを決めても、家族の意思は尊重されるべきである。数か月後にその選択でどのような状況だったかを評価して、次の意思決定を行う。家族自身が誰がFGCに参加してほしいかを定める。

家族が選ぶサービスの選択肢として、家庭外措置予防のプログラムの1つにSAJ (Service d'Accueil de Jour) と呼ばれる親子で通う通所プログラムもある。1年間に35家族が利用し、家庭外措置となったのは4家族だけだった。ティーンネージャーにとっては、里親ケアはあまり適さないのでSAJのようなプログラムで親子関係を調整することができればとても効果的である。FGCは司法的介入に至るまでに行うことで、家族は家庭外措置の代替案を自分たちで生み出すことができる。SAJは無料である。このような通所プログラムは1日子どもにつき€35の費用ですむ。施設の場合は1日1人につき€250の費用なので、コスト軽減にもなる。SAJはまだ実験的な新しいプログラムなので地域的に限定されて施行されている。

17-18歳は措置解除に対する準備の時期として、(CSM: semi-autonomous status) となり、社会的養護以外のサービスで適したものを探していくためのサービスが提供される(SAJ: Service Autonomie des Jeunes)。

—実親への接触とチームでの判断について

今回話を聞いた里親のグループでは実親に接触することは里親の意思だけで判断してはならず担当エドゥケーターやソーシャルワーカーの判断となるとのことだった。専門職なのだから、チームとしての意思決定手続きは守るという答えだった。これは里親がどこに所属しているかによって違いのかもしれない。実親との電話連絡は頻繁にする。ただ、里子をめぐっての実親との問題であればチームを介して対応するべきである。すべての連絡は専門的支援の枠組みの中で行われるべきである。里親との連絡をする場合は誰が対応することがベストなのかをチームで決めてから対応する。すべてのケースにエドゥケーターと心理士がチームとなっている。エドゥケーターと心理士は同じ事務所で働いているので頻繁に連絡をしていると思うが、里親とは定期的に情報共有をすべきだが現実的にはしていない。里親もBAF地区事務所に机がある。エドゥケーターと心理士がケースの支援計画を立てる。この地区の心理士は130ケースを担当している。里親ケアの心理士はセラピストというよりはケースマネジメントを行うことが主な職務となっている。

—子どもにとって里親とは「何か」？どのような役割を担っているか？

フランスでは里親は母親の仕事を行う専門職である。専門職だが母親というのは矛盾のある役割かもしれない。子どもには、きちんと自分の里親としての役割について矛盾も含めながら、子どもにわかるような言葉で説明する必要がある。措置解除になった後も連絡を取る子どももいるし、「ママ」と呼ぶ子どももいる。きちんと子ども自身が「仕事」だということがわかっているのならばそれがかまわない。ティーンネージャーになると里親に反抗をして「そんなこと言ってもあなたはお金のために私の世話をしているのだろう？」という子どももいる。でもそれは一過性のこと。仕事であることを否定はしない。

里親になると、自分が仕事として覚悟していたよりも多くの大変なことがおこる。仕事のうちではないと思うようなこともたくさんなくてはいけないようになるし、結局はたくさん感情を里子に費やすようになる。時には子どもの代弁者となる時もある。仕事だけでも、仕事以上のものを必要とされる。お金だけでは理由にならない。気持ちがあるから里親を続けている。時にティーンネージャーが「里親としていくらもらっているの？」と尋ねてくることがある。その時は「何？里親に将来なりたいの？」と返答する。きちんとごまかさずその時は答える。だけど必ず「里親は仕事だけど仕事以上のものだよ」と伝える。自分のケアにいる子どもは自分の責任である。元里子との連絡に制限はないが、必ず子どもからの連絡でなくてはならない。

—何が里親としての成功だと思うか？

自分たちができることには限界があると知ることが必要だが、その時はあんまりうまくいかなかったと思っても、子どもにとって何らかの肯定的な変化は将来きつと与えられているということを信じておかななくてはいけない。

里親を始めたときは「子どもたちに良い変化をもたらすのだ」ととても気合をいれていたが、実際初めて見ると一筋縄では行かない子どもたちがさまざまな問題を抱えてやってくる。障がいがあったり、実親に対する対応が難しかったり……。それでも何らかの変化はもたらしているのだとやっと22年間の経験でわかった。自分が望んだほどの変化でなかったが。すべての問題を解決することはできないことを知っておかななくてはいけない。

10代の子どもたちはとても対応が難しい。大事なのは子どもの声に耳を傾けること。研修においても必ず含んでもらうように頼んでいる。子どもが話したいと思っているサインを見逃さないこと。子どもが里親を必要とする時は、キッチンで食事の支度を忙しくしているときや、車を運転している時かもしれない。子どもが必要としている時に応えることがどんなに大切なことか後でわかることがある。「あ、あの時に私がしたことがとても子どもにとっては役に立っていたのだ」と。里親は社会的養護にとって一番の基礎になる部分であり、ここがしっかりしないとすべてが崩れてしまう。それを忘れてはならない。

里親はその時の子どもの養育ニーズを充足しているだけではない。子どもが大人になった時に社会で機能する一員となれるように、自分自身の将来どうなりたいかが描けるよう

にしっかりと支援する役割だと思っている。

まとめ

本年度の調査については、フランス国内外の予期せぬ出来事に影響を受け、計画をすべて実施することができなかった。ゆえに、本報告書では結果についての言及を避け、収集したデータを報告するにとどめた。今回、当事者へのインタビュー調査を研究計画に含んだことで、フランスの社会的養育の現状について、新たな視点から生きたナラティブデータを収集できたと考えている。来年度（新型コロナウイルス感染状況によって柔軟な対応が必要だが）は継続して本年度に計画していた当事者、特に実親に対するインタビュー調査、ビネット調査を実施したいと考えている。